第２回佐久市都市計画審議会会議次第

日　時：平成２５年７月２６日（金）
午前１０時００分から
場　所：佐久市役所　８階　大会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

（１）議事録署名委員の指名

（２）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第１回）議案の処理状況等報告

（３）議案審議

第１号議案　佐久都市計画火葬場の決定について

（４）調査審議

①　特定用途制限地域について

４　そ の 他

５　閉　　会

第 2 回

佐久市都市計画審議会資料

平成２５年７月２６日

平成２５年7月２６日

第　２　回
佐久市都市計画審議会
事　務　報　告

事務処理の概要

平成25年5月17日(金)に開催しました第1回佐久市都市計画審議会における議決事項の処理状況については、下記のとおりです。

1　佐久都市計画道路1・4・1号八千穂佐久線の変更について

平成25年5月17日(金)開催の佐久市都市計画審議会において、審議の結果、諮問された原案のとおり進めるよう答申する。

平成25年5月20日(月)長野県知事宛、意見がない旨回答する。

平成25年6月5日(水)長野県都市計画審議会において、審議の結果、原案のとおり議決される。

平成25年7月11日(木)変更を告示する。

2　佐久都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

平成25年5月17日(金)開催の佐久市都市計画審議会において、審議の結果、諮問された原案のとおり進めるよう答申する。

平成25年5月20日(月)長野県知事宛、意見がない旨回答する。

平成25年7月17日(水)から、平成25年7月31日(水)まで、県及び市において、都市計画案の縦覧中。

第１号議案

佐久都市計画火葬場の決定について

佐久都市計画火葬場の決定について

～　目　　次　～

	ページ
１．計画書	… 1
２．法定図面　　統括図　計画図 参考図　　施設配置計画図	… 3
３．理由書	… 6
４．都市計画策定の経緯の概要	… 7
５．事業の内容 （１）佐久市斎場建設基本計画（概要版） （２）施設配置計画図（施設内の動線）	… 8
６．上位計画との整合 （１）第一次佐久市総合計画後期基本計画（抜粋） （２）火葬場建設について（佐久広域連合　平成２０年２月） （３）佐久広域連合　広域計画（平成２３年度～平成２７年度）（抜粋） （４）佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)(抜粋)	… １５
７．計画標準（案）との整合	… ３３
８．関係機関等との協議結果 （１）地元区及び隣接区　建設合意書（写し）	… ３６

佐久都市計画火葬場の都市計画決定計画書

（ 佐 久 市 決 定 ）

佐 久 市

佐久都市計画火葬場の決定（佐久市決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

名　　称		位　　置	面　　積	備　考
番号	施設名称			
1	佐久市斎場	佐久市長土呂字上北原	約１５，０００㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、もって住民福祉の増進を図るため、本案のとおり火葬場を決定するものである。

平成二十二年十月

総括図

火葬場建設予定地

都市計画施設	
番号	施設名
1.4.1	久下田長久線
3.5.2	今田長久線
3.7.2	松ヶ丘1号線
3.1.3	新 … 通
3.1.6	鶴 … 新
3.4.7	高平堀尻線
3.4.8	荒堀上ノ平線
3.4.9	野添今宮線
3.5.10	中央駅前線
3.1.11	諸富野田久保線
3.5.11	福井橋久保線
3.5.15	中通諏訪通線
3.5.16	下 … 通 … 線
3.5.17	堤 … 海 … 線
3.5.18	中尾 … 通 … 線
3.5.19	堂 … 前 … 線
3.5.20	神 … 前 … 線
3.5.21	久留米高架線
3.5.22	福岡都市圏南部連絡線
3.5.23	市民文化会館線

都市計画公園		
種別	番号	名称
街区	2.2.1	諸富町役場前公園
	2.2.2	中央公園
	2.2.3	新町公園
	2.2.4	諸富公園
	2.2.7	下田野公園
	2.2.8	寺前公園
	2.2.9	新町上町児童公園
	2.2.10	諸富公園
	2.2.11	通町公園
	2.2.12	諸富公園
	2.2.13	新上町公園
	2.2.14	中上町公園
	2.2.15	下通公園
	2.2.16	八幡町公園
	2.2.17	諸富公園
	2.2.18	諸富公園
近隣	2.3.1	上諸富公園
地区	2.3.2	中央公園
都市	4.4.2	諸富公園
広域	3.1.1	諸富公園
都市	5.3.1	諸富公園
広域	5.3.2	下田野公園
広域	5.3.3	県央総合運動公園

凡例

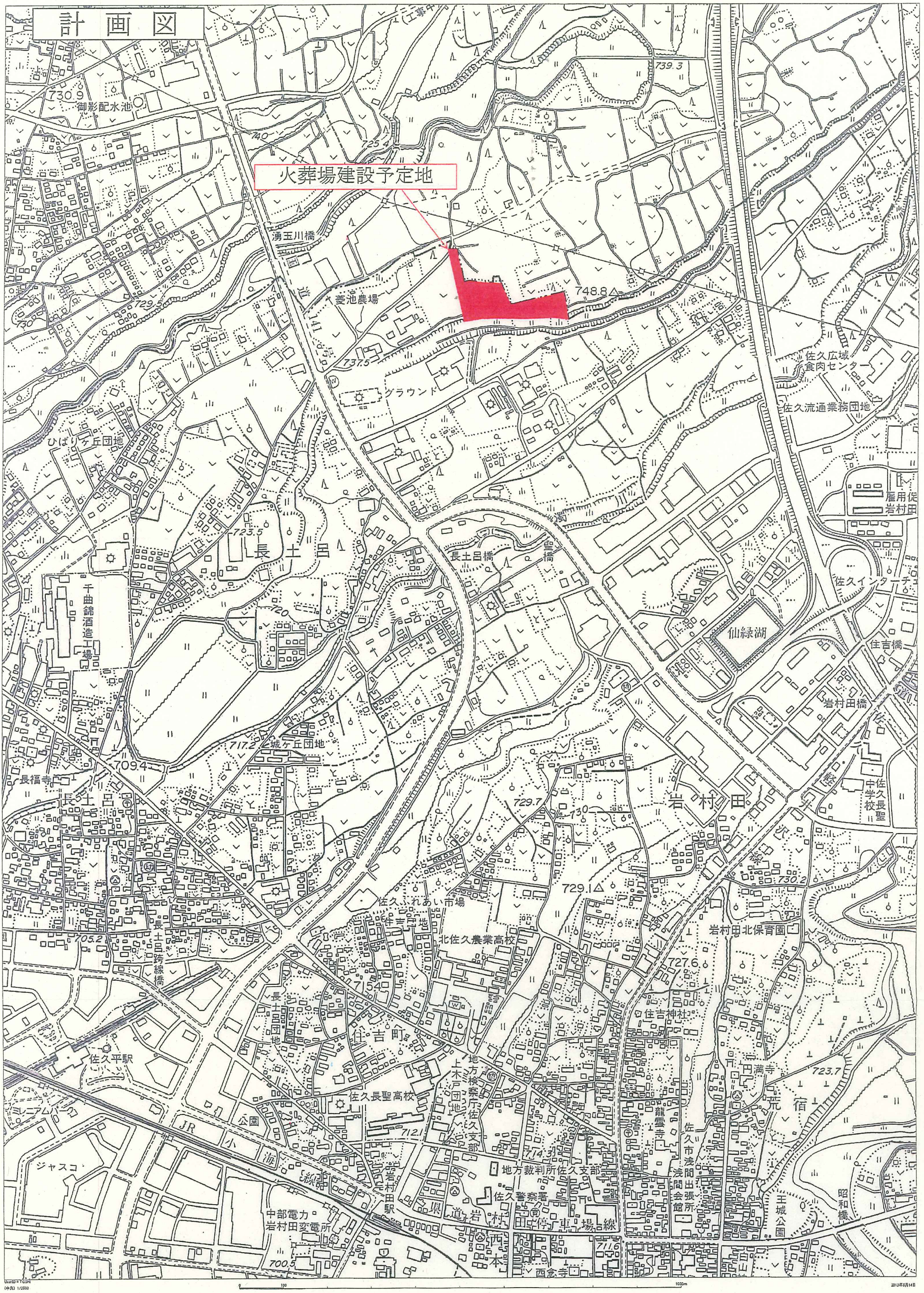
都市計画区域界		
行政界		
都市計画道路		
都市公園		
都市施設	都市施設緑地	
大学・専門大地域		
区画整理区域		
特別用途地区	特別用途地区	
D. I. D (H.17)		

用途地域区分	建ぺい率(%)	容積率(%)
第1種低層住居専用地域	50	80
第2種低層住居専用地域	50	80
第1種中高層住居専用地域	60	200
第2種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
準住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200 300
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200
無指定	60	100
	50	200

1 : 25,000

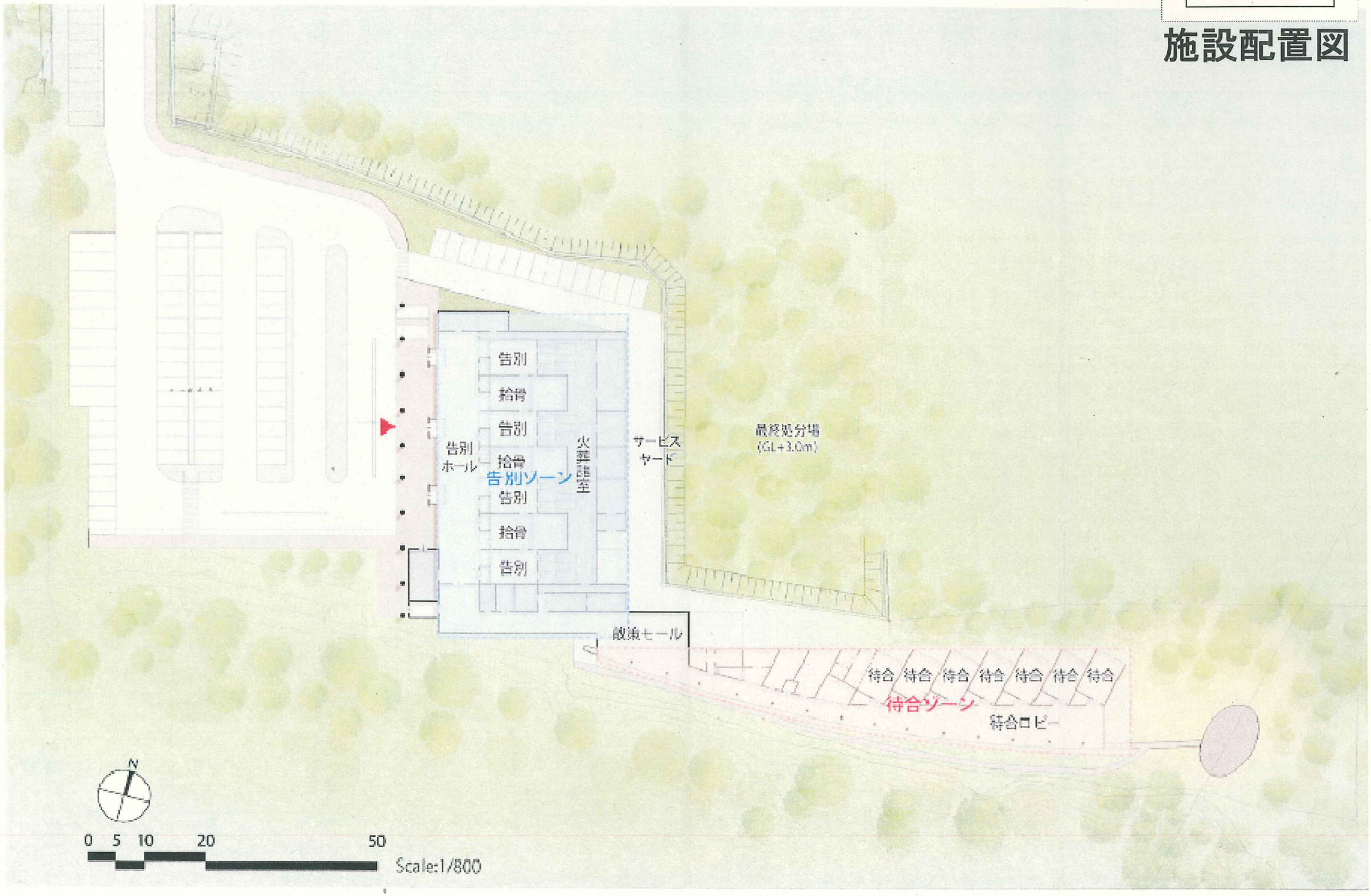
佐久市

計画図


火葬場建設予定地
御影配水池
730.9
740
725.4
739.3
748.8
湧玉川橋
菱池農場
729.5
730
141
737.5
グラウンド
佐久広域
食肉センター
佐久流通業務団地
ひばりヶ丘団地
723.5
長土呂
長土呂橋
雪橋
雁用促
岩村田
千曲錦酒造
720
仙緑湖
住吉橋
岩村田橋
717.2
城ヶ丘団地
709.4
長福寺
729.7
130
岩村田
中佐久
学校長聖
730.2
佐久ふれあい市場
住吉団地
北佐久農業高校
705.2
岩村田北保育園
727.6
754
住吉神社
住吉町
佐久平駅
地方検察庁佐久支部
円満寺
723.7
荒宿
佐久長聖高校
712.1
龍雲寺
佐久市浅間出張所
浅間会館
714.3
地方裁判所佐久支部
ミレニアムパーク
公園
JR小海線
ジャスコ
佐久警察署
岩村田駅
中部電力
岩村田変電所
700.5
県道岩村田停車場線
西本
711.6
西念寺
王城公園
昭和橋

参考図

施設配置図


告別
拾骨
告別
拾骨
告別ホール
告別ゾーン
火葬炉室
告別
拾骨
告別
サービスヤード
最終処分場
(GL+3.0m)
故浦ヒール
待合
待合
待合
待合
待合
待合
待合
待合ゾーン
待合ロビー
N
0 5 10 20 50
Scale:1/800

理　由　書

現在、佐久地域では、佐久広域連合が運営する小諸市高峯苑（小諸都市計画火葬場（昭和４５年１２月２２日決定））及び小海町豊里苑（小海都市計画未決定）において火葬が行われているが、両施設とも稼動から３５年以上が経過し老朽化が進むとともに、山間部に位置し交通の利便性が悪い等の状況にある。また、佐久地域においても将来の火葬需要が増加するものと見込まれるため、将来の火葬需要にも対応できる施設能力を備えた新斎場建設の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、佐久広域連合の構成１１市町村（小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町及び立科町）で協議を重ねた結果、平成２０年２月、「佐久市が単独で建設する斎場に、佐久市を除く組織１０市町村の火葬も可能とする施設整備を行う」との方針を決定した。

以上により、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、もって住民福祉の増進を図るため、佐久市長土呂字上北原地籍に施設と緑地の確保等周辺環境に配慮した「佐久市斎場」を都市計画決定するものである。

都市計画策定の経緯の概要

佐久都市計画火葬場の決定

事　　項	時　　期	備　　考
説明会	平成２５年５月１５日（水）	佐久市、小諸市　合同開催
長野県知事事前協議	平成２５年５月２３日（木）	県都市計画課に計画案を送付
素案の閲覧・公聴会開催の公告	平成２５年５月３１日（金）	
素案の閲覧	平成２５年５月３１日（金）から 平成２５年６月１４日（金）まで	
公述の申出	平成２５年５月３１日（金）から 平成２５年６月１４日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第１６条第１項）	平成２５年６月２３日（日）	公述の申出無し。 中止
長野県知事事前協議回答	平成２５年６月２７日（木）	
長野県知事協議 （都市計画法第１９条第３項）	平成２５年６月２７日（木）	
計画案の公告 （都市計画法第１７条第１項）	平成２５年７月１日（月）	
計画案の縦覧 （都市計画法第１７条第１項）	平成２５年７月１日（月）から 平成２５年７月１６日（火）まで	
長野県知事協議回答	平成２５年　月　日（　）	以下予定とする。
都市計画審議会 （都市計画法第１７条第１項）	平成２５年７月２６日（金）	
計画決定告示	平成２５年８月８日（木）	

佐久市斎場建設基本計画（概要）

平成２４年５月
佐久市役所　斎場整備推進室

佐久地域では、佐久広域連合が運営する２つの斎場（火葬場のことをいう。以下同じ。）において火葬が行われていますが、両施設とも老朽化が進むとともに、交通の利便性が悪い等の状況にあることから、市では、佐久広域連合における協議経過に基づき、既存斎場の統合施設として、佐久地域全体（11 市町村）の利用が可能な新たな斎場を市内に建設する計画を進めています。

そこで、現時点における新たな斎場に関する考え方等を、斎場建設基本計画として以下のとおりまとめました。

第１章　新斎場の建設方針

１．建設方針

新たな斎場の建設にあたっては、高齢化の進展に伴う将来の火葬需要の増加に対応できる施設能力を備えるとともに、佐久地域の葬送習慣を的確に捉えつつ、ペット火葬や葬送形態の多様化などの新たなニーズにも対応できる施設機能を備えるものとします。

また、斎場の持つ従来のイメージの払拭に心掛け、これまでのような火葬を行うだけの施設ではなく、亡くなられた方と最後の別れの時を過ごす大切な空間として、地域住民に受け入れられる施設づくりを目指すものとします。

２．目指す姿

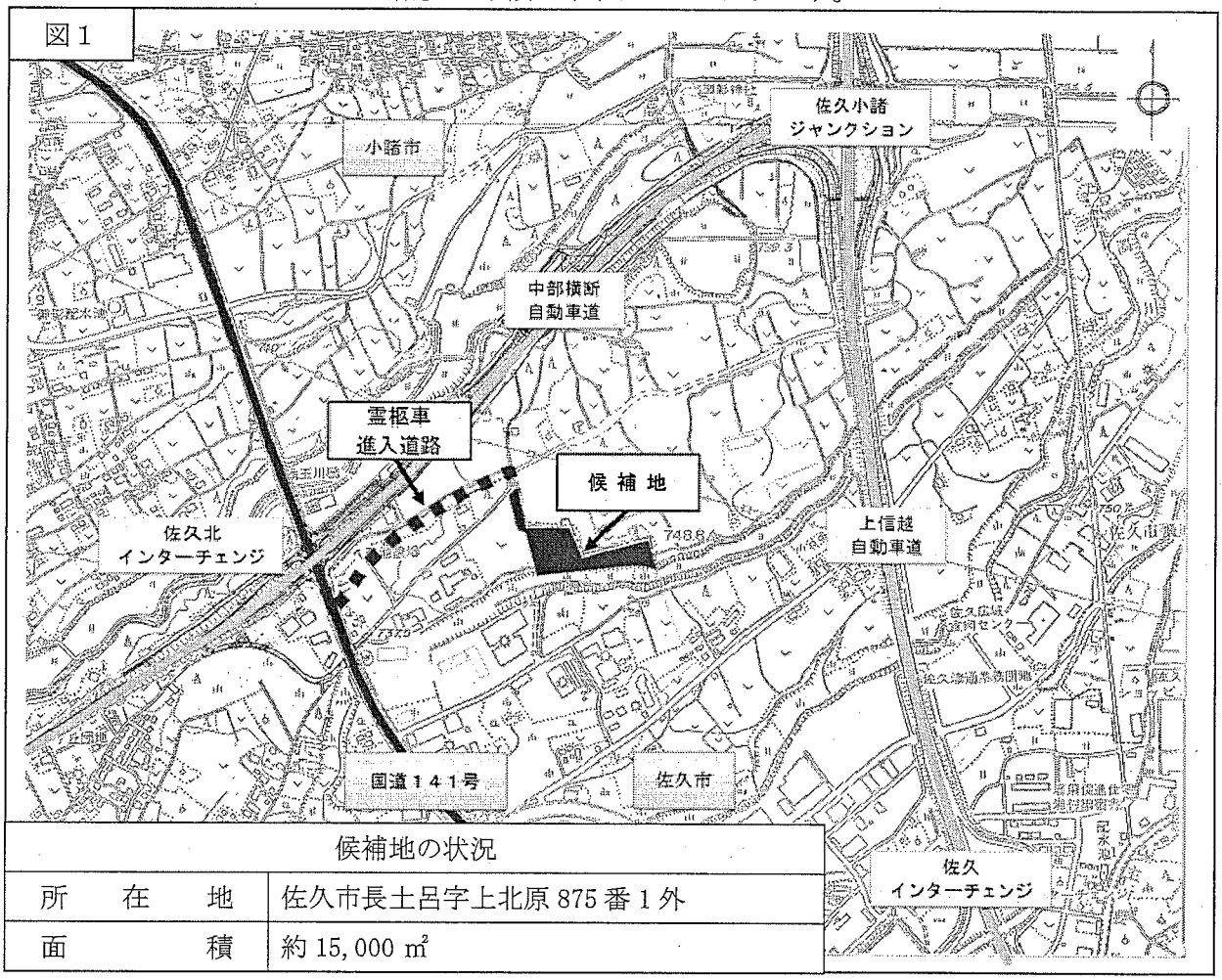
市が建設を目指す新たな斎場は、佐久の原風景を感じることができる日常の延長線上のような場所に、故人を送る大切な施設として建設を進めたいと考えています。

【立地面から】	静　寂　性	故人と最後のお別れをし、冥福を祈るのにふさわしい場として、佐久の原風景である豊かな自然を感じることができ、一定の静寂性が保たれる場所
	利　便　性	市民の皆さんはもとより、今まで斎場が比較的近かった南佐久、北佐久にお住まいの皆さんにも配慮し、交通の利便性が良い場所
【施設面から】	人にやさしい	尊厳と格調の高い人生終焉の場、また、心安らかに故人を見送る告別の場にふさわしい施設
	環境にやさしい	最新技術の導入により、周辺環境に影響を及ぼさないよう、万全な環境対策が図られる施設

第２章　建設候補地

佐久地域全体の交通アクセスに優れ、街中である“利便性”と、周囲を豊かな緑に囲まれ、故人を見送るのにふさわしい“静寂性”が両立した場所として、新たな斎場の建設候補地とした「長土呂上北原地籍」の場所は、図１のとおりです。

図１



候補地の状況	
所　在　地	佐久市長土呂字上北原 875 番 1 外
面　　積	約 15,000 ㎡

第３章　計画火葬炉数

１．火葬の将来需要の予測

人口問題研究所の将来推計を用いて、佐久地域の将来における年間火葬需要量の予測を行うと、今後、大幅な増加が見込まれます。

平成 22 年（実績）	→	平成 51 年（予測）
2,372 件		3,201 件

２．火葬炉数の算出

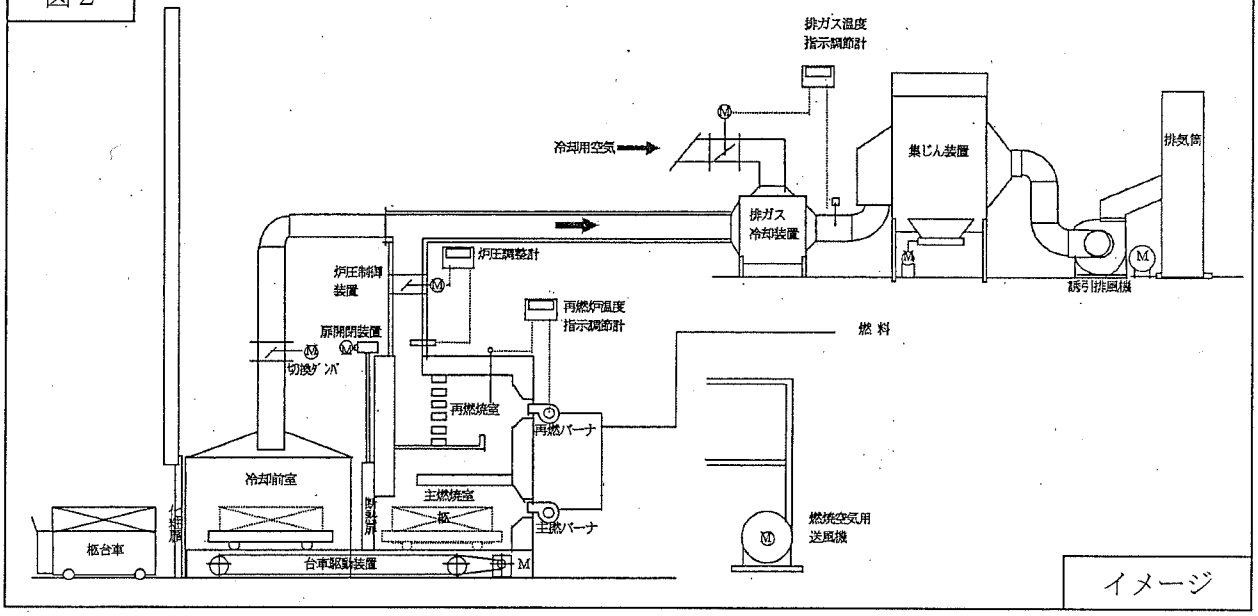
将来における年間火葬需要量の予測に基づき、佐久地域で必要となる火葬炉数の算出を行うと右表のとおり。

区　分	炉　数
火葬炉	7 炉
小型炉（動物炉）	1 炉
合　計	8 炉

第４章　火葬炉設備計画

火葬炉は、斎場の核となる部分で、斎場の本来の役割を果たすために重要な設備であり、図２の構成を基本とします。

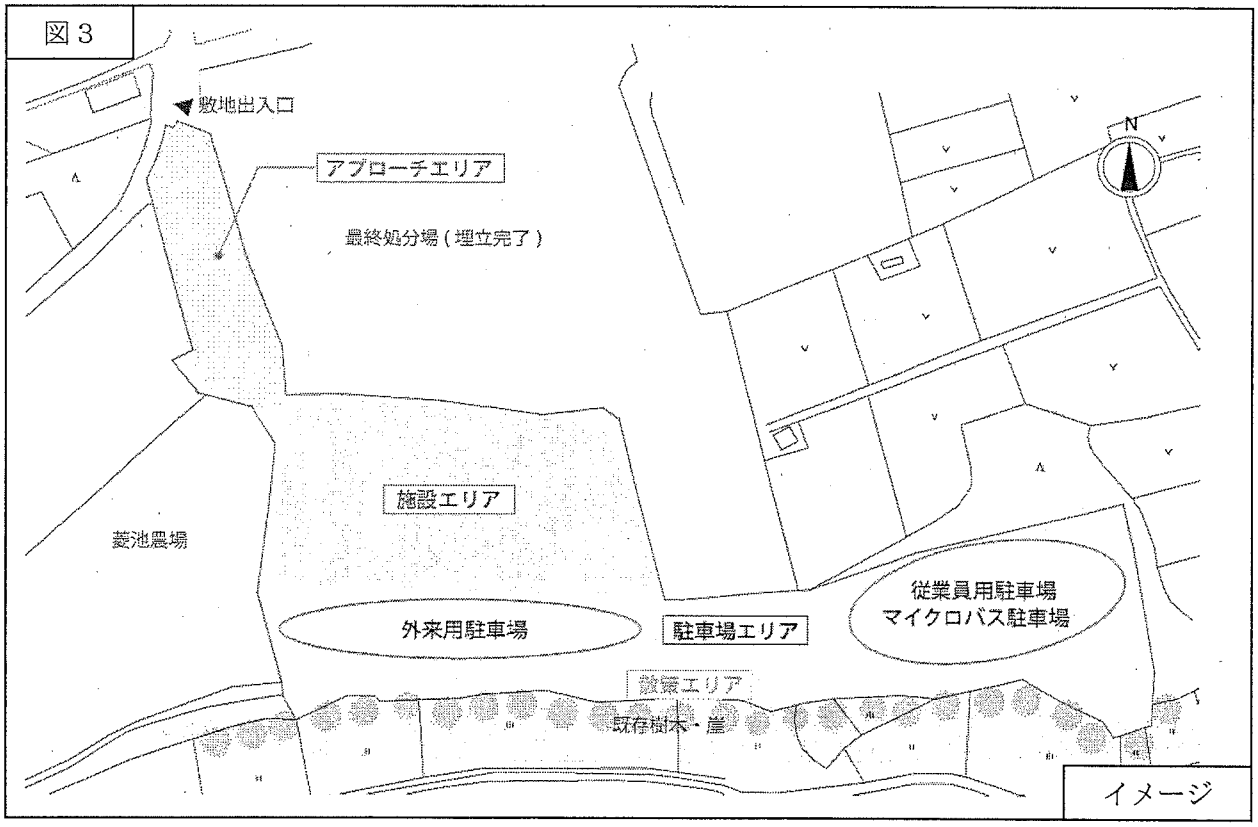
図２



第５章　土地利用計画

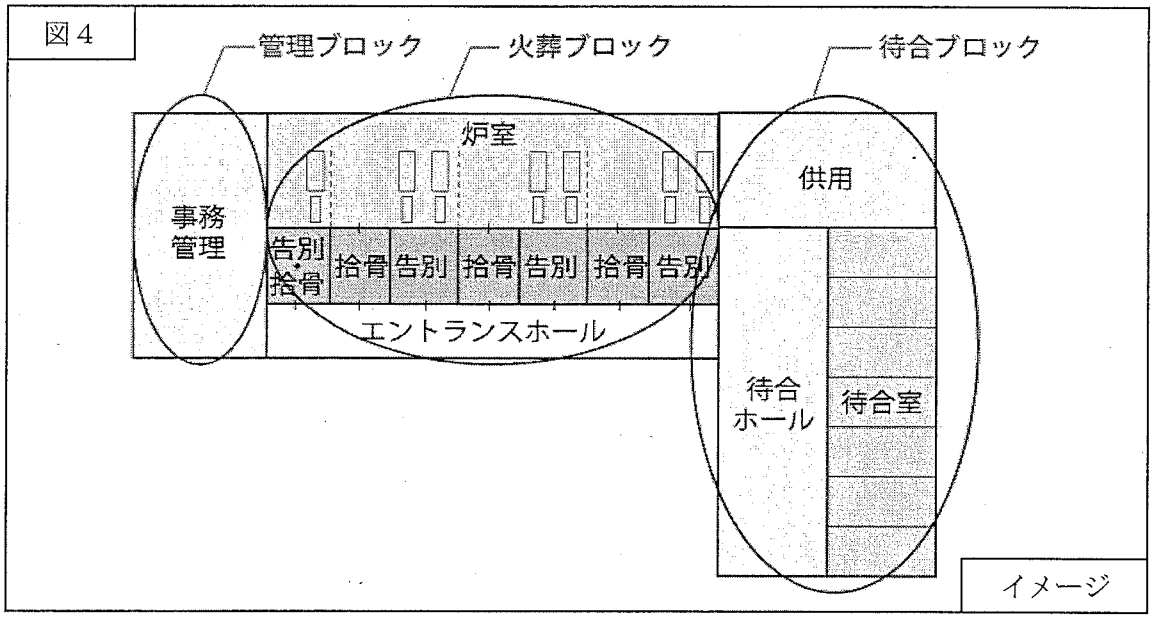
景観調和に配慮した、佐久の豊かな自然を感じることができる計画とします。

図３



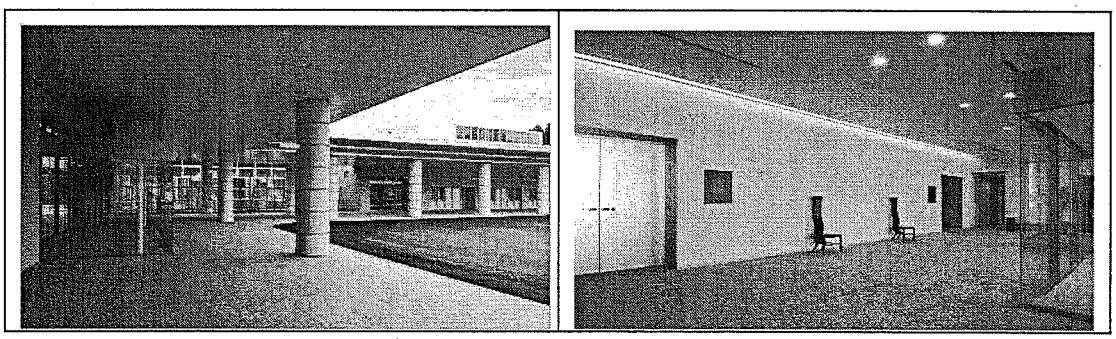
斎場における葬送行為が支障なく合理的に行われるように、３つのブロックで構成する計画とします。

図４

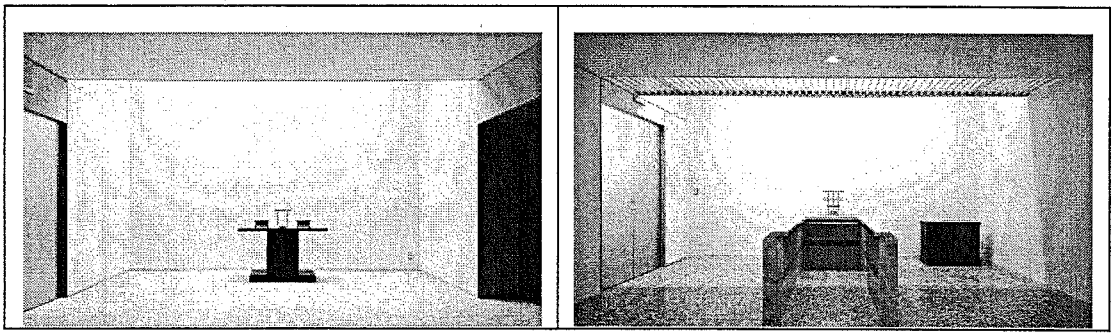


１．火葬ブロック（写真はイメージ）

（１）遺族の動線に配慮し、エントランスホールのスペースを十分に確保した計画とします。

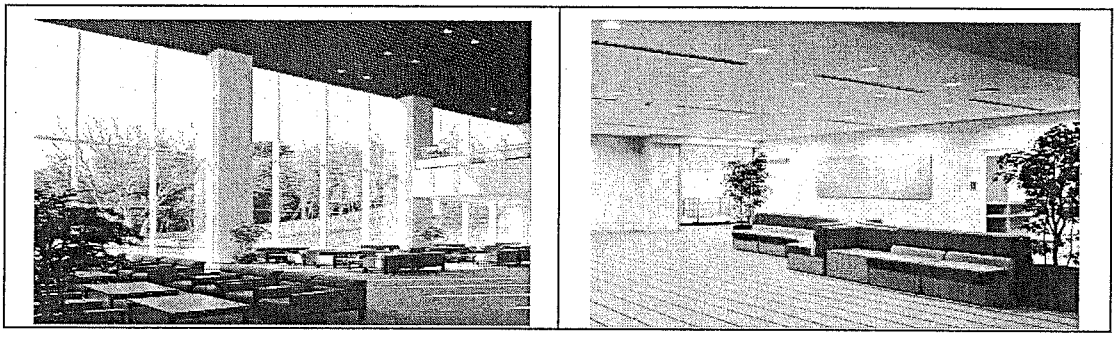


（２）個別の空間づくりを基本とし、葬送諸室（告別・拾骨）を遺族が専有利用できる計画とします。

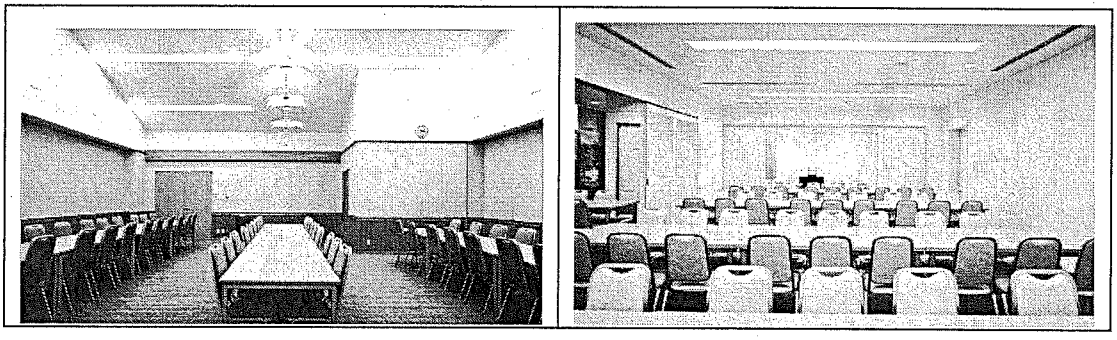


2．待合ブロック（写真はイメージ）

（1）遺族が様々な想いで最後のひとときを過ごすことができるよう、屋外の眺望等に配慮した計画とします。



（2）待合室は洋室を基本とした計画とします。



第７章　“人にやさしい”施設づくり

以下の点に配慮するなど、人（利用者）にやさしい施設づくりを進めます。

1．授乳室やキッズルームなど、利用者ニーズに基づいた細やかな配慮を行います。

2．段差解消のスロープや車椅子用トイレ（多目的トイレ）の設置、分かりやすい表示の採用など、ユニバーサルデザインに配慮します。

第８章　“環境にやさしい”施設づくり

以下の点に配慮するなど、環境にやさしい施設づくりを進めます。

1．再燃焼室や集じん装置（バグフィルター等）を設置し、無煙、無臭化を図ります。

2．豊かな自然を生かし、周辺環境と違和感のない景観づくりに配慮します。

第９章　きめ細やかな施設づくり

以下の点に配慮するなど、きめ細やかな施設づくりを進めます。

1．今後需要増加の見込まれる直葬、家族葬への対応を行います。

2．ペット火葬の対応を行います。

3．将来の火葬炉の大規模修繕等に対応した更新スペースを確保します。

第１０章　その他の計画概要

１．概算施設規模

区　分	面　積　（㎡）	面　積　（坪）
建物（延べ床）	約 3,700	約 1,100
（1 階部分）	（約 2,700）	（約 800）
駐車場・構内通路	約 8,000	約 2,400
緩衝緑地等	約 4,300	約 1,300
合　計	約 15,000	約 4,500

２．環境保全計画

地域の環境保全を図るため、各種基準や事例を参考に、自主的な環境保全目標値を設定します。

３．財源計画

関係市町村から応分の負担を求めます。佐久市分の事業費の特定財源として合併特例債の活用を検討します。

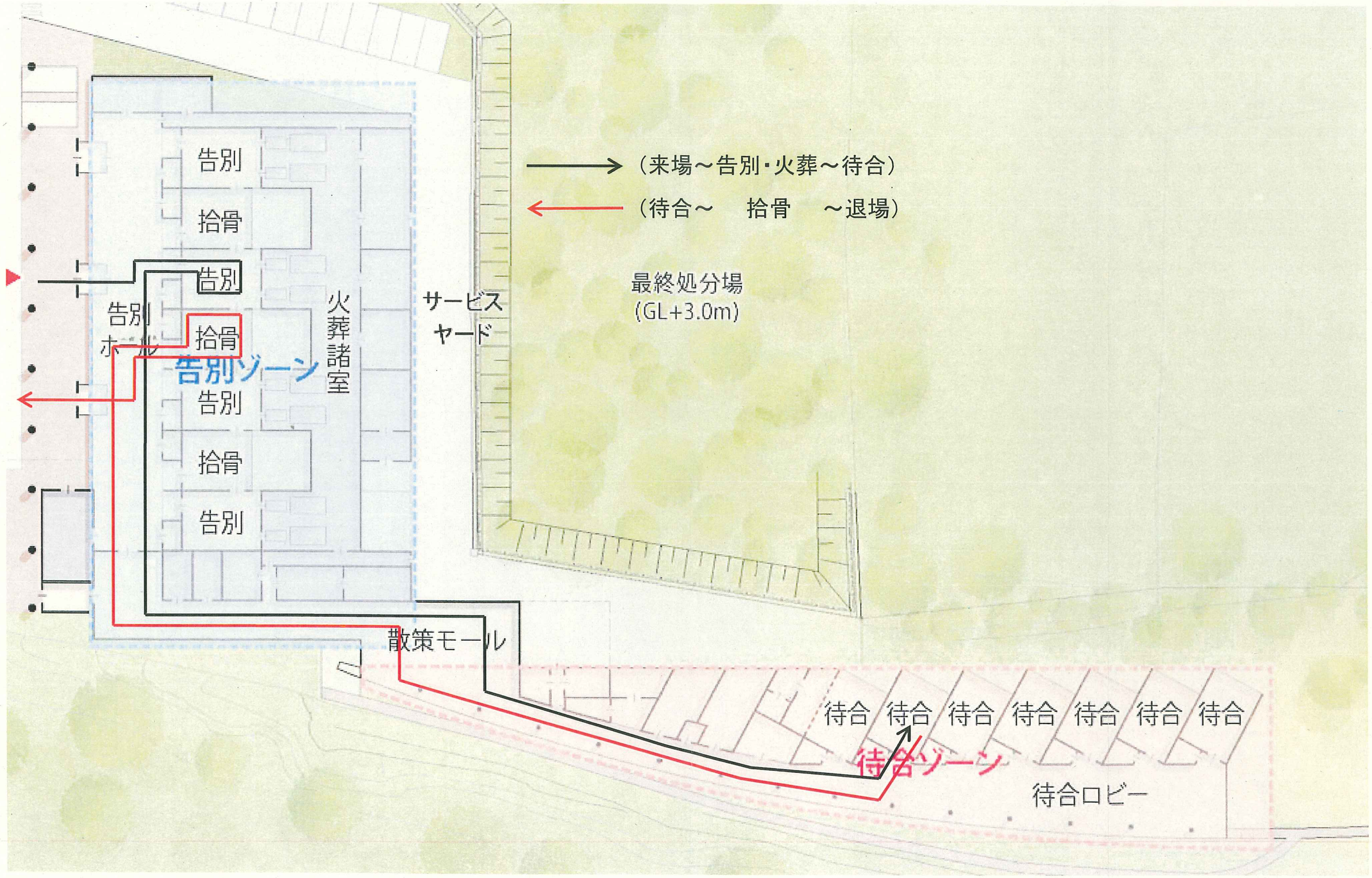
４．建設年次計画

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
敷地測量・地質調査	→			
火葬炉選定	→			
火葬炉設計		→	→	
火葬炉工事			→	→
建物基本設計	→	→		
建物実施設計		→	→	
建物工事・監理			→	→

【お問い合わせ先】
佐久市役所　環境部　斎場整備推進室　斎場整備推進係
電　　話　：　62－3924（直通）　ファックス　：　62－2289
Ｅメール　：　saijo@city.saku.nagano.jp

参 考 図

施設構成　及び　会葬者動線(案)



７．上位計画との整合

平成１７年４月、市町村合併を契機に佐久市では、市外にある既存の２つの斎場（小諸市高峯苑、小海町豊里苑）の状況を踏まえ、市民サービスの更なる向上を図るため、単独で市内に新たな斎場建設について検討を始めた。

しかし、斎場については佐久広域連合の規定に定める事業となっていることから、平成１９年８月、佐久市が検討していた建設計画と合わせ、佐久広域連合においても今後の斎場の在り方について検討を始めた。その後、佐久広域連合の構成市町村で協議を重ねた結果、平成２０年２月、「佐久市が単独で建設する斎場に、佐久市を除く組織１０市町村の火葬も可能とする施設整備を行う」との方針を決定した。

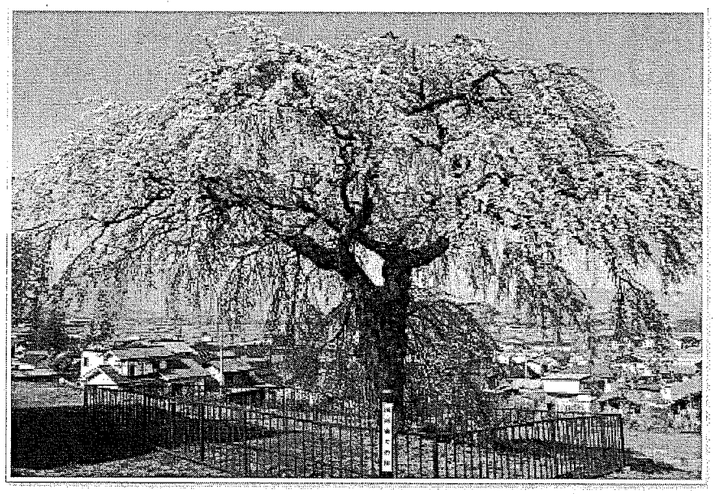
【第一次佐久市総合計画　後期基本計画　第六章　第二節　広域連携】

【火葬場建設について（佐久広域連合　平成２０年２月)】

【佐久広域連合　広域計画（平成２３年度～平成２７年度)】

また、現在、変更策定中の区域マスタープラン「佐久都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長野県決定)」において、「その他都市施設の都市計画の決定の方針」として、「佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場（火葬場）の整備を行う。」として位置付けている。

【佐久都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案)】

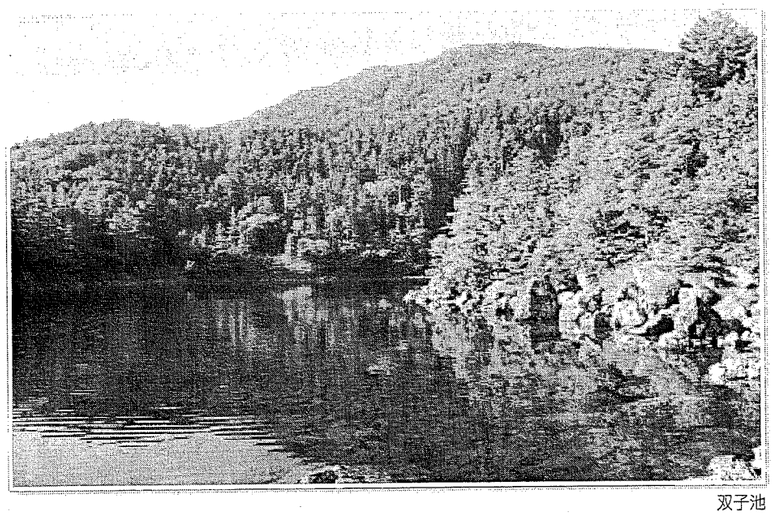


関所破りの桜

第一次佐久市総合計画
後 期 基 本 計 画

基本計画

未来に続く、佐久らしさの追求と創造
チャレンジ!! Saku



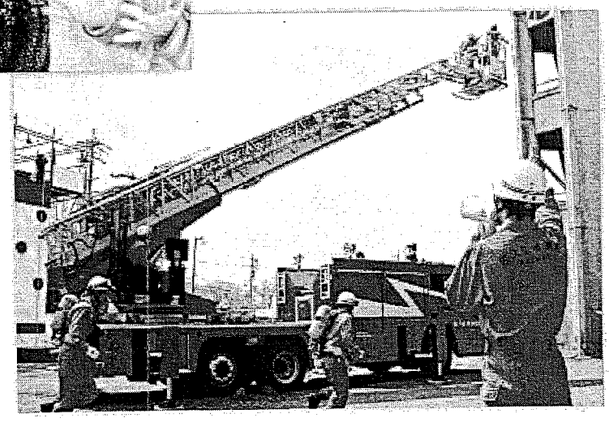
双子池

第6章

市民生活の安全確保と市民満足度の向上

第1節　安心で安全なまちづくり
第2節　市民満足度の向上





広域連携

前期の主な取り組み

○　広域市町村連携の新たな取り組みとして、平成20年度に国から定住自立圏構想推進要綱*が示され、これに基づき、本市を中心市とした佐久地域定住自立圏の形成の取り組みを、佐久圏域の市町村に東御市が加わり12市町村により進めています。

○　定住自立圏構想については、平成23年度に策定した佐久地域定住自立圏共生ビジョン*に沿って具体的な取り組みを進めています。

○　本市が主体となり、高峯苑、豊里苑の統合施設として、佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場の建設計画を進めています。

○　佐久広域連合において、野生鳥獣被害対策の調査研究が始まり、また成年後見支援センターと障害者相談支援センターが設置されました。

現状と課題

○　行政分野においては、一市町村単位で行うより広域的な運営の方が、経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあり、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。

○　佐久地域の中核都市として、今後も近隣市町村との連携を柔軟に対応していく必要があります。

○　広域行政は、佐久広域連合を核として、一部事務組合や定住自立圏の形成などにより、市町村間の連携を深めながら推進していく必要があります。

○　高峯苑、豊里苑の老朽化から、新たな斎場の建設は、早急に対応する必要があります。

○　佐久地域定住自立圏の形成は、成果を勘案しながらビジョンの見直しを行い、より実効性の高い取り組みにする必要があります。



佐久地域定住自立圏形成協定合同調印式

＊**定住自立圏構想推進要綱**：地方圏の拠点都市が中心となって周辺市町村との協定に基づき役割分担・連携し、必要な生活機能を確保などに取り組み圏域全体の活性化を目指す構想が「定住自立圏構想」であり、総務省が定住自立圏構想を推進するため平成20年度に定めた要綱。
＊**佐久地域定住自立圏共生ビジョン**：定住自立圏構想推進要綱に基づき、佐久地域定住自立圏の中心市である本市が策定する、佐久地域定住自立圏の将来像や具体的取り組みを示したビジョン。

後期の主な取り組み

（1）広域行政の推進

○　佐久広域連合広域計画に基づき、佐久地域が一体となって、特色を生かした活力ある地域づくりを促進します。

○　地方分権改革の推進による自治体を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、新たな広域的課題についての調査研究に努めます。

○　市民サービスのさらなる向上を図るため、市内に佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場の早期建設を推進します。

（2）定住自立圏構想の推進

○　関係市町村との連携・協力による取り組みを推進し、圏域全体の生活機能やネットワークの強化を図ります。

○　佐久地域定住自立圏共生ビジョンの見直しを行い、社会情勢の変化に柔軟な対応を図ります。

（3）広域行政の組織機能強化

○　多様化する広域行政ニーズに適切に対応できる組織体制の強化・充実を促進します。

○　事務処理の効率化を図るため、一部事務組合の統合を検討します。

目　標

項目（単位）	現状値	目標値
定住自立圏による事業実施数（事業）	－ [H22]	25

チャレンジ!!

佐久地域の中心市としての役割を果たし、佐久地域全体の魅力向上と一体感のあるまちづくりを進めます。
(D 佐久を広めるプロジェクト)

○ 広域行政の状況

組合等の名称	構成市町村	共同処理する事務
佐久広域連合	佐久市・小諸市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	広域行政の推進に関することなど、斎場、血液保管所、消防施設、と畜場施設、視聴覚ライブラリー、養護・特別養護老人ホーム、生活保護法による救護施設、病院群輪番制運営事業、介護認定審査会、障害程度区分認定審査会、人材育成、広域観光振興、広域的課題の調査研究、火薬消費等の許可、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、成年後見支援センター、障害者相談支援センター、液化石油ガス設備工事届出受理
北佐久郡老人福祉施設組合	佐久市・東御市・軽井沢町・御代田町・立科町	老人福祉施設、入所判定委員会
森泉山財産組合	佐久市・軽井沢町・御代田町	共有財産
小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	佐久市・小諸市・東御市	御牧ヶ原水道
浅麓環境施設組合	佐久市・小諸市・軽井沢町・御代田町	し尿処理、下水道汚泥処理施設
佐久平環境衛生組合	佐久市・佐久穂町	し尿・浄化槽汚泥処理
佐久水道企業団	佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市	水道
浅麓水道企業団	佐久市・小諸市・軽井沢町・御代田町	水道用水供給
佐久市・軽井沢町清掃施設組合	佐久市・軽井沢町	ごみ処理
南佐久環境衛生組合	佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村	し尿処理（佐久市、佐久穂町除く）、ごみ処理（佐久市除く） 下水道（佐久市、佐久穂町、小海町）
川西保健衛生施設組合	佐久市・東御市・立科町	し尿処理、ごみ処理、母子健康センター、川西赤十字病院、 下水道（佐久市、立科町）、汚泥処理

火葬場建設について

平成２０年２月

佐久広域連合

火葬場の建設について

1．現施設の課題について

（1）老朽化

① 築後、高峯苑が３５年、豊里苑が２９年を経過しており、火葬炉、告別室、休憩室等の老朽化が進んでいる。

② 特に炉については、躯体の老朽化が激しく、計画的に修繕しているものの、現在でも多額の費用を費やしている。

（2）旧式の構造

① 告別室や収骨室が分離されてなく、プライバシー保護の対応がなされていない。

② 炉のサイズが体格の超級サイズに対応できない。（棺サイズとの兼ね合い）

③ 部分的に改善が進んでいるものの、完全なバリアフリー化となっていない。

④ 下水道等水洗化となっていない。

⑤ 豊里苑については、炉の煙突が耐震構造となっていない。

⑥ ダイオキシン対策がなされていない。

（3）利便性

① 上記、（1）及び（2）の理由から利便性面からも改善すべき点が多い。

② 山間部にある施設への接続道路は、登坂であるとともに道幅も狭く、特に冬期間においては、降雪や路面凍結など利用面で大きな支障となっている。

2．火葬場の建設について

（1）佐久広域連合広域計画における位置付け

平成１８年３月に策定した広域計画においては、今後の方針として、「民間活力の導入により、一層のサービス向上を図るとともに、周辺環境に配慮した施設・設備の点検・改修等を計画的に実施していきます。」と、謳っており、施設の新築については触れておりません。

しかし、広域計画策定委員会からの提言では、計画策定の提言に併せて、「火葬場施設については、時代に即応した施設整備が求められていることから、施設整備に向け、調査研究されたい」と要望されております。

（2）市町村の厳しい財政状況と圏域住民のサービスの向上

現施設の課題解消に向け、多額の費用を費やし修繕工事等により部分的に対応

しているものの、根幹的な課題解消には至っておりません。

現下の市町村の財政状況は、少子・高齢化の進展に伴う人口減少時代の到来や構造改革の推進などにより厳しさを増しています。今後さらに、財政状況が厳しくなることが予測される中、多額の費用を要する大規模な改修については、慎重に、かつ迅速に取り組む必要があります。

広域計画策定委員会からの要望や現施設の利便性の課題、また圏域住民のさらなるサービス向上に向け、時代に即応した施設整備について、調査研究を重ね、早期に今後の方向付けを決する必要があります。

3．建設における課題と手法の検討

佐久市では、合併による市民要望や市議会一般質問における要望等を背景に、時代に即応した火葬場建設について調査を進めておりますが、火葬場整備に係る広域計画策定委員会からの要望、そして平成１９年８月２７日に開催した佐久広域連合正副連合長会における検討指示を受け、建設手法について、以下のとおり検討を加えました。

（１）課題

① 建設費用

佐久広域連合規約に基づき、人口割による市町村分担金となる。

② 職員の配置

火葬場建設に関わる職員配置が必要となり、組織市町村より事務職員と技術職員の派遣が必要となる。

職員体制は、（仮）火葬場建設室が必要となり、課長級１名、係長級１名、職員２名の合計４名（内建築技術職１名）程度が必要と思われる。（年間人件費約２２，０００千円）

③ 用地選定と地元交渉

用地交渉を始めとした事務処理。

（２）佐久市が検討を進めている計画内容

① 候補地の選定

・幹線道路沿いで、市内各所より車移動時間が３０分程度の場所を候補地として検討を進める。

② 施設構成と規模

・火葬部門、待合部門、管理部門からなる施設の検討。
・近年のペットブームを考慮した小型炉の併設の検討。
・葬祭式場の併設は考えない。

③ 周辺整備

・隣接地との境界は緑地化を施し、道路整備も計画する。

④ 火葬炉数

・現在の火葬件数と今後の人口推計から、火葬炉３基、予備炉１基、小型炉１基(ペット用)の計５基とする。

（３）建設手法の検討

佐久広域連合が事業主体の場合の課題は、上記（１）のとおりですが、佐久市の単独建設に併せた建設手法の検討は、以下のとおりであります。

① 佐久市が現在検討を進めている建設計画に併せ、佐久市を除く組織１０市町村の火葬も可能とする施設整備（炉の建設）も検討する。

② 総事業費（設計委託、用地購入、付帯工事等）の負担は、佐久市と佐久市を除く１０市町村がそれぞれ必要とする炉数按分により算出する。

③ 建設事務（用地選定や用地交渉、地元説明等も含む）は、佐久市が行う。

（４）結論

以上、幹事会において、実現性、整備期間の短期化などそれぞれ検討を重ねてまいりましたが、「佐久市が単独で建設する火葬場に、佐久市を除く組織１０市町村の火葬も可能とする施設整備を行う」ことが、最善な方法と考え、別紙、「火葬場建設に伴う幹事会における協議事項」として、まとめることとしました。

＊ なお、佐久市を除く組織１０市町村の負担方法、既存施設と新たな施設の運営、また連合規約の改正など、今後さらに検討を加える必要があります。

平成２０年２月１３日

火葬場建設に伴う幹事会での協議事項

１．建設主体

① 火葬場建設は、佐久市が単独で建設を行い、希望する佐久広域圏内他市町村の施設も併せて建設する。

２．建設費

① 火葬場建設に伴う建設費の負担は、必要炉数を基本とする。

② 総事業費のうち、佐久市は、佐久市が必要とする炉数に相当する建設費を負担する。

③ 総事業費のうち、佐久市が必要とする炉数以外の炉数に相当する建設費は、佐久市を除いた佐久広域圏市町村が負担する。

④ 佐久市を除く佐久広域圏市町村が負担する建設費は、人口割負担とする。

⑤ 総事業費は、建設に伴う基本計画や設計等の委託事業、用地購入費、施設建設費、取付道路や排水路等の付帯工事費、また地元調整に伴う条件整備費など、建設に伴う全ての経費を含むものとする。但し、職員の人件費は除く。

３．事業の推進

① 火葬場の建設事務（用地選定や用地交渉、地元説明等も含む）は佐久市が行う。

② 佐久広域連合事務局、また佐久市を除く佐久広域圏市町村は、必要に応じ、事業の推進に協力する。

③ 佐久市は、火葬場建設事業の進捗状況を、必要に応じ、佐久広域連合に報告する。

４．既存施設の運営

① 高峯苑と豊里苑については、新たな火葬場が供用開始されるまで従前どおり運営する。

② 新たな火葬場の稼動後は、佐久広域連合において地域住民の理解を得る中で、佐久広域連合で取り壊しを行う。

③ 取り壊し費用については、現行規定により、佐久広域圏市町村で負担する。

5．新たな火葬場の運営

① 新たな火葬場の維持費は、火葬使用料、施設使用料、霊柩車使用料等で賄うことを原則とする。

② それぞれの使用料は、佐久圏域内同一料金設定を基本とする。

6．その他

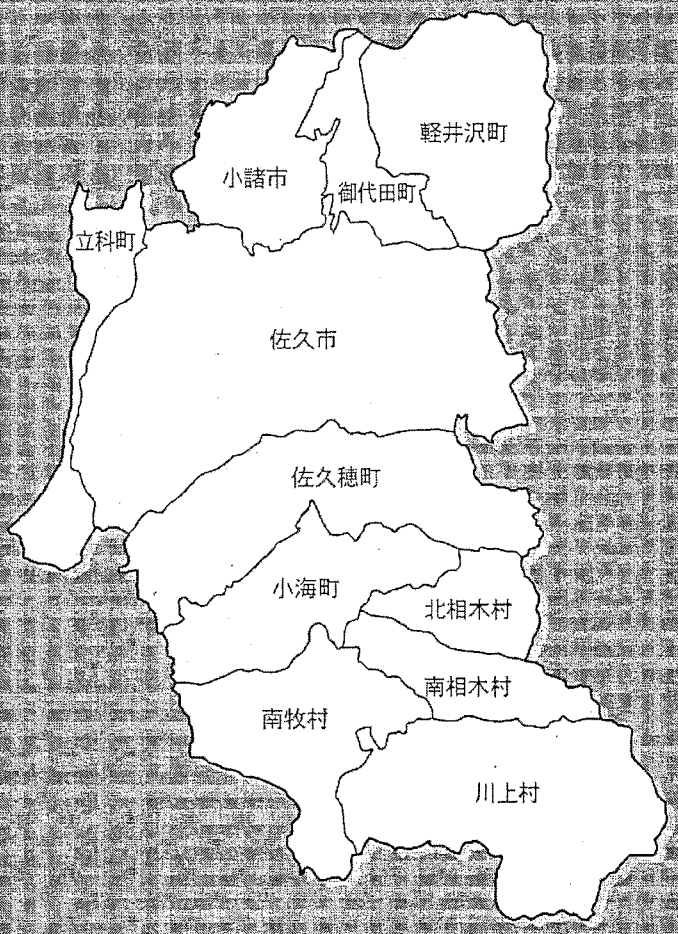
火葬場建設における上記以外の項目（運営方法、規約の改正等）及び詳細については、組織市町村の専門部会及び幹事会等で協議し、正副連合長会で承認を得ながら進めるものとする。

以上

佐久広域連合

広域計画

平成23年度～平成27年度



平成23年3月

佐久広域連合

― 広域計画　目次 ―

広域計画の策定にあたり

圏域の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1．佐久地域の広域行政の推進に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2．佐久地域の振興整備に関連して広域連合及び
関係市町村が行う事務に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3．火葬場施設の設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4．血液保管所の設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5．消防施設の設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

6．と畜場施設の設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

7．視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・１１

8．養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関すること ・・１２

9．居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所の設置及び
管理に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

１０．生活保護法による救護施設の設置及び管理に関すること ・・・・・・・・・１７

１１．病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること ・・・・・・・・・・・・・１８

１２．介護認定審査会の設置及び運営に関連して、
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること ・・・・・・・・・・・・・・１９

１３．障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して、
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること ・・・・・・・・・・・・・・２１

１４．関係市町村職員の人材育成に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・２３

１５．広域的な観光振興に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

１６．広域的な課題の調査研究に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

１７．広域計画の期間及び改定に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

3．火葬場施設の設置及び管理に関すること

【経　緯】

佐久地域広域行政事務組合発足当時、佐久圏域内には一部事務組合による火葬場３施設（小諸市、臼田町、小海町）と市営による火葬場１施設（佐久市）がありましたが、組合の発足後、既存施設を統廃合して運営を一本化するとともに、広域火葬処理システムを確立するため、昭和４６年に小諸市及び臼田町の施設を廃止し、現在の「高峯苑」が建設されました。

また、佐久市営火葬場施設の廃止と昭和４８年に小海町外４カ村環境衛生組合立「豊里苑」の業務を継承する中で昭和５２年に施設の全面改築を行い、現在の「豊里苑」が完成し、圏域の広域火葬体系の確立が図られました。

【現況と課題】

両施設は、稼動から３０年以上経過している中で、新火葬場整備については、佐久市が建設予定とする火葬場に佐久市を除いた圏域内の市町村の火葬も可能とする施設整備をすることの合意がされ、現在、佐久市が新火葬場建設のための取り組みを進めています。

佐久広域連合の火葬場の概況

高　峯　苑	所　在　地 施設竣工 開設年月日 施設概要	小諸市己字高峯２番地２ 昭和４６年３月３１日 昭和４６年９月　１日 敷地面積　　7,559.00㎡ 建物面積　　５１０.５６㎡ 火葬炉　　４基
豊　里　苑	所　在　地 施設竣工 開設年月日 施設概要	南佐久郡小海町大字豊里５０８番地４ 昭和５２年１月２９日 昭和５２年２月２２日 敷地面積　　3,106.24㎡ 建物面積　　２２２.０４㎡ 火葬炉　　２基

【今後の方針】

火葬業務については、引き続き民間活力を導入するとともに、安定稼動を図るため、新施設稼動までの間、周辺環境に配慮しながら、計画的に保守点検・維持修繕等を実施していきます。

新施設稼動後は「高峯苑」、「豊里苑」両施設ともに廃止するものとします。

【施策の展開】

1．安定稼動のため、定期的な保守点検と計画的な設備・機器の維持修繕を行います。
2．利用者に配慮した施設の維持修繕を行います。
3．新火葬場の稼動に向けて、関係市町村と調整を図ります。

佐 久 都 市 計 画
（佐久市・御代田町）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（素案）

平成 25 年 1 月
長　野　県

変更理由書

「佐久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月に策定後、旧佐久市、旧臼田町、旧浅科村、旧望月町の4市町村が合併したことに伴い都市計画区域の拡大を行い、平成22年1月に部分改訂を行いました。

今般、平成22年度（佐久市）及び平成24年度（御代田町）に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

— 目 次 —

1．都市計画の目標

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次 …… 1

ア 都市計画区域の範囲 …… 1

イ 目標年次 …… 1

(2) 都市づくりの基本理念 …… 1

(3) 地域毎の市街地像 …… 3

2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無 …… 6

(2) 区域区分の方針 …… 8

おおむねの人口 …… 8

3．主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 9

ア 主要用途の配置の方針 …… 9

イ 土地利用の方針 …… 9

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 13

ア 交通施設の都市計画の決定の方針 …… 13

イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 …… 15

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 …… 16

(3) 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 19

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針 …… 19

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 …… 19

ア 基本方針 …… 19

イ 主要な緑地の配置の方針 …… 19

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針 …… 20

エ 主要な緑地の確保目標 …… 21

b．主要な施設の配置の方針

【下水道】

公共下水道の計画に基づき、汚水対策として佐久公共下水道佐久処理区、御代田町公共下水道御代田処理区、御代田町特定環境保全公共下水道塩野処理区、南佐久公共下水道南佐久処理区、雨水排水対策として佐久公共下水道岩村田排水区、佐久公共下水道中込排水区を整備する。

【河　川】

現在進められている治水対策や河川環境の整備・保全を推進するとともに、北佐久圏域河川整備計画の策定を行い計画的な河川整備を推進する。

c．主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種　別	名　称　等
下水道	（汚水）佐久公共下水道佐久処理区 御代田町公共下水道御代田処理区 御代田町特定環境保全公共下水道塩野処理区 南佐久公共下水道南佐久処理区 （雨水）佐久公共下水道岩村田排水区 佐久公共下水道中込排水区
河川	千曲川、片貝川

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a．基本方針

①ごみ処理施設及び火葬場施設整備の方針

佐久市において、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町及び南佐久郡6町村に係る可燃ごみを処理するため、平成29年度を目途に、既存のごみ焼却施設である佐久クリーンセンター、川西清掃センター両施設を統合した新クリーンセンター（ごみ処理施設）を佐久市等で構成する新たな一部事務組合（平成26年4月設立予定）で整備する。

また、佐久広域連合が運営する2つの火葬場（高峯苑、豊里苑）の老朽化が進むとともに、交通の利便性が悪い等の状況にあることから、新たな斎場（火葬場）の整備を推進する。

②整備水準の目標

【ごみ処理施設】

年間ごみ処理量の算定に基づく適切な規模となるごみ処理施設の整備を行う。

【火葬場】

佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場（火葬場）の整備を行う。

b．主要な施設の配置の方針

【ごみ処理施設】

佐久市平根地区において、整備を推進する。

【火葬場】

佐久市長土呂上北原地区において、整備を推進する。

c．主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種　別	名　　称　　等
ごみ処理施設	ごみ処理施設（焼却施設）
火葬場	斎場（火葬場）

佐久市斎場施設建設　計画標準(案)との整合

2－1　位置

		計画標準 「計画標準(案)建設省 昭和35年」	整合性
(1)		総則	
	ア	都市計画区域に設けることを原則とする。	佐久市都市計画区域内である。
	イ	風致地区内，景勝地内又は第一種住居専用地域，第二種住居専用地域等優良な住居地域には設けないこと。	建設候補地は無指定地域である。 東西は畑、南側には雑木林と高さ約10mの崖(崖下は農地)、北側には最終処分場(埋立完了)が隣接し、比較的周囲と分断されている。
	ウ	当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。施設相互の位置または隣接はさけること。	斎場を単独で整備する。
	エ	特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じて、本標準中位置について基準を緩和することができる。	再燃焼装置や集じん装置(バグフィルター等)などの設備を完備し、無煙、無臭化を図る計画とし、生活環境影響調査結果より、支障がない結果を得ている。また、自主的に環境保全目標値を定め、対応する。
(4)		火葬場	
	ア	恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。	過去の気象記録より、夏季は東風、冬季は西風が吹く。建設候補地の西側及び南側には住宅や工場があるが、生活環境影響調査結果より、支障がない結果を得ている。また、自主的に環境保全目標値を定め、対応する。
	イ	山陰，谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。	東西には農地、南は雑木林と高さ10mの崖(崖下は農地)、北は最終処分場(埋立完了)が隣接し、比較的周囲と分断されている。敷地の周囲は、植栽等により緑化をするとともに、視界を遮る計画としている。
	ウ	主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。	進入道路を新たに整備して、周辺へ配慮する。
	エ	幹線街路または鉄道に直接接しないこと。	幹線街路と直接接していない。進入道路を整備する。また、付近に鉄道はない。
	オ	市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。	建設候補地より500メートル以内には、現状、当該区域はない。また、将来市街化の予想される用途地域等はない。
	カ	附近300メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。	○最も近い学校施設　0m(西側隣接) 県立北佐久農業高等学校付属　菱池農場 (実習農場であり、常時、生徒がいる施設ではない。また、敷地と接する部分は牧草地である) 県高校教育課及び北佐久農業高等学校に建設事業について説明をし、建設候補地及び進入道路の用地買収に係わる測量等について、協議を継続している。 ○最も近い病院施設　約600m 長土呂クリニック(診療所) ○最も近い住宅群　約1km ひばりヶ丘団地 ○最も近い公園　約1．7Km 仙禄湖公園(都市公園)

2－2　規模

		計画標準 「計画標準(案)建設省 昭和35年」	整合性
(1)		配置と施設数	
	ア	各施設はそれぞれ1ヶ所に集約すること。	斎場を単独で整備する。
	イ	隣接市町村と共同設置とすること。	佐久市が単独で整備するが、佐久広域11市町村で利用する。
	ウ	将来の予想人口に対して必要な用地面積を確保し、増改築等を考慮して施設配置を計画する。	人口問題研究所の将来推計より、火葬需要量の最大値である平成51年の死亡率予測をし、必要火葬炉数を算出している。建設候補地は約1．5haと十分な用地を確保している。
(2)		施設の敷地 各施設の敷地面積及び建ぺい率はそれぞれ概ね別表1．の標準敷地面積または標準建ぺい率によること。 別表1　標準敷地面積 供給処理能力(1日当たり) 10件につき　1，500㎡	必要標準敷地面積の算定 ピーク時1日当たりの火葬件数(平成51年予測) 17件／日 17／10×1500＝2，250㎡ 計画敷地面積は、約15，000㎡であり十分な広さを確保している。
		別表1　標準建ぺい率 建ぺい率　2／10	計画建ぺい率 計画建築面積　　約3，000㎡ 3000／15000　　約20% 概ね計画標準(案)に定める建ぺい率で検討中であり、緩衝緑地や植栽を整備して周辺環境に配慮する計画とする。
(3)		供給または処理能力の算定基準 各施設の必要処理能力の算定基準は概ね別表2．の数値を基準とし、地域の実情を考慮して定めること。 別表2　1年総人口あたり　死亡率　1%	平成51年の予想死亡率(基本計画) 佐久市　1．68%　佐久広域　1．81% 平成22年の実測値死亡率(基本計画) 佐久市　1．01%　佐久広域　1．09% 計画標準(案)に定める基準を超える数値で検討しており、十分な余裕をもっている。

2－3　設計

		計画標準 「計画標準(案)建設省 昭和35年」	整合性
(1)		総則	
	ア	各施設の築造物は敷地境界との間に適当な空地を保つように配置する。	適切な空地を設け、緑地化を図る計画とする。
	イ	敷地内の通路、駐車用地以外の空地はつとめて緑化する。	敷地外から当該施設建物が見えにくいように、既存樹木及び植栽等により緑化をして、緩衝帯を設ける計画とする。
	ウ	建築物は小規模の付属家を除いて堅ろうな構造とする。	官庁施設の総合耐震計画基準及び建築基準法等に基づき、耐震性を確保する。また、非構造部材についても耐震性能を考慮した計画とする。
	エ	必要な除害設備を設ける等敷地外に悪影響を及ぼさないように努める。	再燃焼装置や集じん装置(バグフィルター等)などの設備を完備し、無煙、無臭化を図る計画とし、生活環境影響調査結果より、支障がない結果を得ている。また、自主的に環境保全目標値を定め、対応する。
	(4)	火葬場	
	ア	構内の既存の風致はできるだけ保存し、緑化につとめる。	既存の樹木を活用した緑化を図る計画とする。
	イ	会葬者のための待合所及び駐車場を整備すること。	火葬スケジュールに対応した待合室を施設内に整備する。また、想定される会葬者に応じた駐車台数の1．25倍程度のゆとりのある計画とする。
	ウ	煙突からの煙塵防止に留意すること。	再燃焼装置や集じん装置(バグフィルター等)などの設備を完備し、無煙、無臭化を図る計画とし、生活環境影響調査結果より、支障がない結果を得ている。また、自主的に環境保全目標値を定め、対応する。

同　意　書

佐久市長　栁田　清二　様

平成２５年３月２５日付２４佐斎整第３１号で協議のありました、斎場整備に伴う環境整備等に係る佐久市の対応方策ついて協議が整ったので、この達成を前提に斎場整備に関する覚書第５条の規定に基づき、佐久市が進める佐久市長土呂字上北原 875 番１他の斎場建設候補地を建設地とすることに同意します。

平成25年 3月27日

長土呂区長

神津重雄 長土呂区長之印

同　意　書

佐久市長　栁田　清二　様

佐久市が進める斎場整備について、下記への建設にあたり、隣接区としては異議がないので、ここに同意します。

なお、西屋敷区の斎場整備に関する環境整備等の要望については、今後別途協議すること。

記

所在地　佐久市長土呂字上北原 875 番 1 外

面　積　約 15,000 ㎡

平成24年 7 月 11 日

佐久市

西屋敷区長　三浦邦夫

同　意　書

佐久市長　柳田　清二　様

佐久市が進める斎場整備について、下記への建設にあたり、隣接区としては異議がないので、ここに同意します。

なお、御影区の斎場整備に関する環境整備等の要望については、今後別途協議すること。

記

所在地　佐久市長土呂字上北原 875 番 1 外

面　積　約 15,000 ㎡

平成 24 年 7 月 11 日

小諸市
御影区長　土屋佳生

２５佐都第　５８　号
平成２５年　７月　２日

佐久市都市計画審議会
　会長　白 井　汪 芳　様

佐久市長　栁 田　清 一

佐久市都市計画審議会への議案の付議について

このことについて、佐久都市計画火葬場の決定をしたいので、都市計画法第１９条第１項の規定により、下記の件を審議会に付議します。

なお、平成２５年７月３１日(水)までに通知願います。

記

１　佐久都市計画火葬場の決定について

佐久市都市計画課まちづくり推進係
担当：市村・市川
電話：６２－３４０４

資料 1

都市計画決定に係る意見書の要旨

議案番号	第１号議案	名称	佐久都市計画 火葬場の決定	都市計画の案の 公告・縦覧期間	公告：平成25年7月 1日（月） 縦覧：平成25年7月 1日（月）から 平成25年7月16日（火）まで	広報の手段	公告 市公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 広報佐久	利害関係の種別	
								関係市町村の住民	その地域内に実質的な生活活動の本拠をもつ者又は法人
								利害関係人	区域内の土地に所有権、借地権を持っている者、その土地の周辺住民、決定される施設を利用しようとする者

意見書提出者				意見の要旨	意見に対する見解
番号	住所	利害関係	要旨区分		
1	佐久市 長土呂	利害関係人	反対	①墓地埋葬法には、火葬場の設置場所は、半径500メートル以内には、教育、福祉施設、病院、住宅がないこととある。市長が認める場合の規定があるが、隣接地に北佐久農業高校があり、どこまで縮小しているのか。 ②回りには最終処分場があり、また、長土呂全区民への説明も不十分で、区民総会の進め方も民主的とは言えないものである。南北佐久地域、広域の中に人生最期の場所にふさわしい場所があるはずである。	①「墓地、埋葬等に関する法律」において、火葬場の設置場所などの規定はありません。「佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例」第10条により、国道、県道などの主要な道路や学校、病院等の公共施設、住宅等からの離隔距離の規定がありますが、「距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」と規定されております。 火葬場の位置は、南側は穴沢の田切地形、北側は最終処分場、周囲は山林に囲まれており、周囲と分断された立地環境である。また、平成24年度に自主的に実施しました生活環境影響調査により、火葬場が稼動しても周辺地域の生活環境に支障を及ぼさない旨の結果を得ているため、地勢の状況、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるため、但し書規定が適用できるものです。 ②近隣の最終処分場は、定期的に検査を実施しており、国が定める基準を超えない結果となっております。また、長土呂区の合意形成において、区は中立的な立場から、全区民対象の説明会、意見交換会、視察、講演会及びアンケート等を通じ、臨時区民総会で条件付の承認がされております。
2	佐久市 長土呂	利害関係人	反対	①斎場予定地から100メートルくらいの場所に居住しており、斎場建設自体には反対ではないが、「佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例」第10条に火葬場の設置場所の規定があり、市長が支障がないと認める場合は、この限りではないとされている。条例がある以上、法令遵守すべきであり、北佐久農業高校とは隣接しており、条例規定の距離を０メートルにすることは無理がある。 ②広域の施設であり川上村梓山や川端地区からは1時間30分以上の移動時間が必要となり、中部横断自動車道を利用してもそ時間短縮は17分程度、よって野沢、臼田の高速道路近くに変更されたい。	①上記１－①に同じ ②位置の選定にあたっては、従来に比べ移動距離が長くなる南佐久郡町村からの利用者に配慮し、佐久広域を南北に縦貫する中部横断自動車道を活用することを前提に、市内各インターチェンジ周辺において建設候補地の検討を行った結果、農振法による土地利用規制がある土地以外で一団の土地を確保できること、佐久広域全体の交通アクセス性に優れていること、また、街中である利便性、周囲を豊かな緑に囲まれ、故人を見送るのにふさわしい静寂性が確保できる場所であるとの判断から当該地を選定したものです。なお、当該地の選定については、南佐久郡内の町村のみならず佐久広域連合構成市町村の理解を得ております。
3	佐久市 長土呂	利害関係人	反対	①佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条により、「火葬場の設置場所は、国道県道その他主要道路、鉄道及び河川から300メートル以上隔てること。学校、病院、公共施設及び住宅から500メートル以上の距離を有すること。」と規定されている。検討地の500メートル周辺には学校、病院、福祉施設、住宅、河川があるが、ただし書きにより、建設が認められるのか。 ②国道141号線からの進入路は、現在も複雑な信号処理であるため、一層複雑化して危険である。 ③隣接地に福祉施設（介護老人ホーム）があり、お年寄りが毎日喪服姿の参列者や火葬場を見るということはどうなのか。 ④北佐久農業高校の実習農場が隣接しており、学生はどのように受け止めるのか。 ⑤火葬場は大量のダイオキシンを発する施設であると聞くが、近隣住民の健康、環境に対する影響を精査しての計画しているか。	①上記１－①に同じ。 ②国道141号線からの進入道路については交通安全に配慮することを一義に、減速車線を設けるなど、国道141号の本線を通行する車両の支障とならないように配慮しております。また、適切に進入車両を誘導するための表示を行い、スムーズな交通処理と安全確保に努めるものとしております。なお、国道141号との交差点については、長野県公安委員会及び道路管理者である佐久建設事務所とも協議し、同意を得ております。 ③④上記１－①に同じ。 　実施設計において、既存林の活用、植栽等により、周辺施設からの景観に配慮した計画とします。 ⑤平成24年度に自主的に実施した、生活環境影響調査により、火葬場が稼動しても周辺地域の生活環境に支障を及ぼさない結果を得ております。また、ダイオキシン等の発生を抑制するため再燃焼室、バグフィルター等の設備を導入をするとともに、施設稼働後においても、自主基準値を定め、定期的なモニタリングを実施することにしております。
4	佐久市 長土呂	利害関係人	反対	①長土呂住民全員（有権者）参加による意思表示の機会が実施されておらず、昨年の覚書締結に向けた区民総会も不穏当な進め方である。 ②近隣で稼働中の産業廃棄物処理施設は、東北地方以外に降下した放射能の受け入れ施設であり、斎場に危険が及ぶ可能性がある。 ③長土呂区以外の市民に事実が伝わっておらず、市民全体の合意形成が必要である。	①上記１－②に同じ。 ②近隣の廃棄物処理施設は、基準に基づき受け入れを行っており、定期的に検査をおこない、国が定める基準を超えない結果となっている旨、当該施設の管理運営企業のホームページにおいて公表されております。よって、火葬場に危険が及ぶことはないと確信しております。 ③火葬場の計画については広報佐久、佐久市公式ホームページのみならず、周辺関係市町村の広報などにおいて周知を図り、合意形成を図って参りました。また、位置の決定にあたりましては、都市計画法に基づく所要の手続きを行って参りました。

縦覧の概要	期　間：平成25年7月1日（月）～平成25年7月16日（火） 場　所：佐久市役所都市計画課（建設部駒場仮事務所） 縦覧者：３名、意見書提出者４名

意見書番号1

長野県佐久市役所
受付
25.7.16
第　号

斎場は必要な施設です

しかし2地区で住民の反対により中止となり
候補地となった長土呂の計画は異常な程早急に
すすめられています。

墓地埋葬法には、半径300m以内には、教育、
福祉施設、病院、住宅がない事とありますが、
市長の認める場合とありますが、隣接している北農(高校)
があるが　どこまで(何mまで緩和なのか)

又、人生の最期の場所に本当にふさわしいのか
南、北、佐久地域、広域の中にふさわしい場所が
あるはずです。

囲りは最終処分場に囲まれている地域です。
また長土呂全区民への説明も不充分であり
区の総会ですすめ方も民主的とは言えないものです。

以上により　問題山積の中ですすめられています
広域の高速道近くに変更を希望します

[redacted]

意見書番号2

長野県佐久市役所 受付 NO. 25.7.16 第 号 DATE

意見書

平成25年7月14日

佐久市長　柳田清二 様

佐久市長土呂 [redacted]

[redacted]

意見の要旨.

私は斎場予定地より100mぐらい離れた所に住んでいます。
新しい斎場を作る事は反対では有りませんが、予定地に作るのは次の2つの理由で反対です。
1、予定地は市の条例に違反している.
2予定地は、広域で使うには北に寄りすぎている.

市の反論は
1については、古い条例で現状に合わない。また但書をつかうので違反していない。
2については、中部横断道(八千穂IC～佐久北IC約22km)も通れば問題ない。

私の考えは
1、古い条例でも条例が有る以上従うが直すべき。また但書を使っても北側(高校)の施設に隣接している為、市長が条例(学校、病院、住宅等より500m以上の距離を有する事)の距離を短かく出来るらしいが0mにするのは無理がある。(条例が無いのと同じ)
2、以上の様な、川端地区からは、1時間30分以上かかる、高速を使っても17分ぐらいしか縮まらない、その為一朝早い時間に斎場に行かないとほぼ葬式が納まらなくなる。

以上の事より野沢、白田の高速道の近くに変更してもらいたい。

意見書番号3



平成２５年７月１６日

佐久市長殿

意見書

斎場問題について申し上げます
なぜ、この場所が選ばれ、なぜ、ふさわしいのか。
民家も至近距離にあり、周辺住民が安全で安心して住める生活環境でしょう。

佐久の原風景の残る周囲を緑豊かな場所、利便性、静寂性に優れ故人を見送るのに優れた場所、周囲を緑と谷に隔絶された、人に環境にやさしい場所と説明しています。

1. 佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例
   佐久市条例１０条
   1. 国道県道その他主要道路、鉄道及び河川から 300 メートル以上隔てること。
   2. 学校、病院、公共施設及び住宅から 500 メートル以上の距離を有すること。

   検討地より 500 メートル周辺には学校、病院、福祉施設、住宅、河川があります。このような場所が　ただし書きにより、建設が認められるでしょうか。

2. １４１号線進入路は、今でも複雑な信号がさらに複雑化して、危険である。

3. 隣接して福祉施設があります。介護老人ホームのお年寄りが毎日、喪服姿の参列者と火葬場を見つめるという、都市計画？

4. 農業高校の実習農場が隣接してあります。学生はどのように受け止めるでしょうか。

5. 火葬場施設は大量のダイオキシンが発生する施設だと聞いております。
   近隣住民の健康、環境に対する影響を精査しての計画なのでしょうか。

   なぜ、この場所に火葬場なのでしょう。

佐久市長土呂[redacted]
[redacted]

参考資料

環境面への影響が大きい施設としての火葬場

川越市が引用した「埼玉県ダイオキシン類総排出量推計結果」は、県内の各発生源別のダイオキシン類総排出量を示しているので、この資料からだけでは、各1施設が「川越市のダイオキシン類環境基準（大気）（0.6pg-TEQ/㎥）を満たしているかどうかは読みとれない。

ただ、「算出過程」の説明で示したとおり、新斎場ピーク時の対ごみ焼却炉ダイオキシン類排出比率は、川越市が公表した「ごみ焼却炉の1/7」の約14倍となる。川越市が想定しているダイオキシン類の環境影響は非常に心もとないものだ、ということが断言できるであろう。・・・①

さらに、私たちは、2011年3月11日の東日本大震災により発生した福島第1原子力発電所事故により飛来した放射性物質の影響を考えないわけにはいかない。

おもに3月15日、および3月21日に飛来した放射性物質による被ばくのリスクを検討すると、外部線量が0.03μSv/h（福島原発事故前の県衛生研究所における測定値下限）から0.044μSv/h（2012年6月13日16時20分の同所における測定値）と約1.5倍になっている。（μSv＝マイクロシーベルト・100万分の1の生体への被曝の大きさの単位）

外部線量を内部被ばく線量に換算する場合に、京都大学原子炉実験所・小出裕章助教のデータを利用すると外部線量の約10倍となる。これは呼吸による内部被ばくで取り込まれるものだ。

これに飲食物による内部被ばくの量が加わる。この計算はかなり複雑になるので省略するとしても、この飲食物による内部被ばくも加わり、確実にリスクは拡大する。

これらの放射線被ばくによる健康阻害リスクは、明らかに福島原発事故以降に上積みされるもの。前述している1.5倍に10倍を掛けた「15倍以上の放射線内部被ばくによる健康阻害リスク」とまとめることができる。・・・②

放射線内部被ばくの権威　岐阜環境医学研究所・所長　医師　松井英介氏によれば「ダイオキシンに、より危険で強力な放射性物質による内部被ばくが加わると、掛け算式に人体への影響をさらに高める危険性がある」とのことである。

この考え方による、将来的な総合的健康阻害リスクを整理すると、

総合的健康阻害リスク＝ 川越市公表の14倍のダイオキシン類排出による健康阻害リスク（①より）× 15倍以上の放射線内部被ばくによる健康阻害リスク（②より）

になるだろう、と推計するのが本紙の立場だ。

意見書番号4

長野県佐久市役所
受付
25.7.16
NO. 第 号
DATE 2013-7-11

佐久市競場建設に対する意見

長土呂住民全員参加（有権者）による意志表示
の機会が一度も実施されていない
従って賛否の実数がいまだに不明である
区の対策協議会は、最初から受け入れに前向であり
異なる立場に対する意見には高圧的態度をとり続けている
区の総会成立要項も長土呂区の現行規約があいまいすぎて
委任案が不要のため、小人数でも、声の大きい意見が通り易く
これまで様々な不正がまかりとおってきてしまった。
こういった地区特有の事情をおもんばかることなく、
行政側は区の了承をとったとして昨年5月25日
覚書を勝手にとりかわしたが、その内容は公共事業の
談合を正統化しようとするものと考えられる
例として、公会場敷地内にある個人経営の理髪所の整備が含まれる
これらの不穏当な行為をこのまま推進させ続けるのであれば
民主主義の捏造者として、行政側に対して法的対抗手段
を用意せざるをえないであろう

佐久市長土呂[redacted]

KOKUYO

NO. 2

DATE

長土呂区以外の佐久市民に対して事実が伝わっていない　現地は、産廃山に隣接していて進入ルートはこれを補強するような不自然な設定になっている

いずれにせよ、宗教的、倫理的見地から考えてみれば

ヒトの業場条件としては、余りにも非人道的候補地である

また近隣で可動中のフジコーポレーション施設は、2011年3月11日以降、東北以北に降下した放射能の受入施設で周辺環境を汚染している可能性が高く、業場も危険が及ぶ可能性がある

行政側はホームページを多用して告知を一方的に発信するが

パソコン、インターネット不使用者には全く届いていない、

これでは、行政側のアリバイ工作に過ぎない

市の予算を30億円以上かける事業なのだから

市民全体のコンセンサス（合意形成）が必要だと考えられるが

市議会を通さずにボス公で作られた覚書とは

普通「談合」と呼称されるものと考えられるが

最終責任はどなたが　とられるのか

資料 2

○佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成17年４月１日条例第109号

改正

平成24年３月28日条例第２号

佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第２条　法第10条の規定により墓地等の経営、変更又は廃止の許可を受けようとする者（以下「行為者」という。）は、当該許可の申請をする前に事前協議書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議が終了したときは、行為者に事前協議済通知書を交付するものとする。

（協議内容等の履行）

第３条　行為者は、市長及び利害関係者との協議の内容及び協議による指示事項について、責任を持って忠実に履行しなければならない。

（墓地等の経営の許可）

第４条　法第10条第１項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、第２条の規定による事前協議の終了後、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４）　墓地等の敷地の地番、地目及び面積

（５）　墓地等の敷地所有者の住所及び氏名

（６）　墓地又は納骨堂にあっては、必要とする世帯数

（７）　墓地等を経営しようとする理由

（８）　墓地等の工事完了予定年月日

（９）　火葬場にあっては、利用市町村名

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

（１）　墓地等の位置を示す２万５千分の１の図面

（２）　墓地又は納骨堂にあっては周囲200メートル以内の見取図、火葬場にあっては周囲500メートル以内の見取図

（３）　墓地にあっては造成計画及びその施設の配置図、納骨堂又は火葬場にあっては建物及びその附属設備の設計図及び配置図

（４）　墓地等の敷地の登記事項証明書及び公図の写し

（５）　墓地等の敷地が借地の場合は、その所有者の使用承諾書

（６）　申請者が法人である場合は、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類及び資金計画書

（７）　墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可、認可その他の処分又は届出その他の手続を要する場合は、当該処分を申請し、若しくは受け、又は当該手続をしたことを証する書類

（８）　墓地等の隣接地の所有者等の同意書及び墓地希望者の連名簿

（９）　申請者が法人である場合は、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

（10）　申請者が地方公共団体である場合は、議会の議決書の写し又は当該地方公共団体の長の確約書

（11）　墓地等の維持管理規則その他賃貸料等当該墓地等の経営に必要な事項を記載した書類

（12）　墓地等及び周辺の現況の写真

（墓地等の変更の許可）

第５条　法第10条第２項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、第２条の規定による事前協議の終了後、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地の区域の変更にあっては、拡張し、又は縮小する区域（以下「拡張区域等」という。）の地番、地目及び面積

（４）　墓地等の変更の理由

（５）　墓地の区域の変更にあっては、拡張区域等の敷地所有者の住所及び氏名

（６）　納骨堂又は火葬場の施設の変更にあっては、変更する施設の構造設備の概要

（７）　当該変更に係る工事完了予定年月日

２　前条第２項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（墓地等の廃止の許可）

第６条　法第10条第２項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、第２条の規定による事前協議の終了後、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

（２）　墓地等の名称

（３）　墓地等の所在地

（４）　墓地等の敷地の地番、地目及び面積

（５）　墓地等の廃止の理由

（６）　当該廃止に係る工事完了予定年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　墓地又は納骨堂にあっては周囲200メートル以内の見取図、火葬場にあっては周囲500メートル以内の見取図

（２）　墓地等の敷地の公図の写し

（３）　墓地又は納骨堂にあっては、改葬許可証の写し又は改葬計画書

（４）　申請者が法人である場合にあっては、墓地等廃止許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

（墓地の設置場所）

第７条　墓地の設置場所は、次によらなければならない。ただし、第１号及び第２号の距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

（１）　国道、県道その他の主要な道路、鉄道及び河川から50メートル以上隔てること。

（２）　学校、病院その他の公共施設及び住宅等から200メートル以上の距離を有すること。

（３）　土地は、高層な場所を選び、湿潤な場所を避けること。

（４）　飲用水が汚染されるおそれのない場所であること。

（墓地の施設基準）

第８条　墓地の施設は、次によらなければならない。

（１）　境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。

（２）　墓域内１区画の面積は、原則として6.6平方メートル以内とすること。

（納骨堂の設置場所）

第９条　納骨堂の設置場所は、寺院の境内、墓地の区域等その場所及び施設が公衆衛生及び宗教的感情に適合しなければならない。

（火葬場の設置場所）

第10条　火葬場の設置場所は、次によらなければならない。ただし、第１号及び第２号の距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

（１）　国道、県道その他の主要な道路、鉄道及び河川から300メートル以上隔てること。

（２） 学校、病院その他の公共施設及び住宅等から500メートル以上の距離を有すること。

（火葬場の施設基準）

第11条 火葬場の施設は、次によらなければならない。

（１） 周囲は、塀さく又は樹木をもって囲むこと。

（２） 火葬炉は、不燃物質を使用し、完全に燃焼する構造とすること。

（３） ばい煙又は臭気が人家及び周辺環境に影響を及ぼさない処置をすること。

（工事の完了届）

第12条 墓地等の経営、変更又は廃止に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

（経営者の講ずべき措置）

第13条 墓地等の経営の許可を受けた者は、墓地等を清潔に保つとともに、納骨堂又は火葬場にあっては、次に掲げる事項を明示した標札を施設の見やすい箇所に掲げなければならない。

（１） 経営許可年月日

（２） 納骨堂又は火葬場の名称

（３） 納骨堂又は火葬場の所在地

（４） 納骨堂又は火葬場の経営者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年佐久市条例第14号）、臼田町墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年臼田町条例第20号）、浅科村墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年浅科村条例第９号）及び墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年望月町条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び施設基準については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第７条から第11条までの規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成24年３月28日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。（後略）

（佐久市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第３条の規定による改正後の佐久市営住宅条例第６条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市営住宅の入居の申込みをする者の入居資格について適用し、施行日前に入居の申込みをした者の入居資格については、なお従前の例による。

（佐久市公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の際現に第４条の規定による改正前の佐久市公民館条例第４条の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員は、第４条の規定による改正後の佐久市公民館条例第４条第２項の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員とみなす。

（佐久市立図書館条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際現に第５条の規定による改正前の佐久市立図書館条例第５条の規定により任命された図書館協議会の委員は、第５条の規定による改正後の佐久市立図書館条例第５条第２項の規定により任命された図書館協議会の委員とみなす。

（佐久市立近代美術館条例の一部改正に伴う経過措置）

５　この条例の施行の際現に第６条の規定による改正前の佐久市立近代美術館条例第13条の規定により任命された美術館協議会の委員は、第６条の規定による改正後の佐久市立近代美術館条例第13条

第２項の規定により任命された美術館協議会の委員とみなす。

（佐久市立天来記念館条例の一部改正に伴う経過措置）

６　この条例の施行の際現に第７条の規定による改正前の佐久市立天来記念館条例第12条の規定により委嘱された天来記念館協議会の委員は、第７条の規定による改正後の佐久市立天来記念館条例第12条第２項の規定により任命された天来記念館協議会の委員とみなす。

25佐建第44-90号 経由
25年7月24日 進達

長野県佐久市役所
受付
25.7.24
第　　号

25都第169号

資料	3

佐　久　市
上記代表者　佐久市長

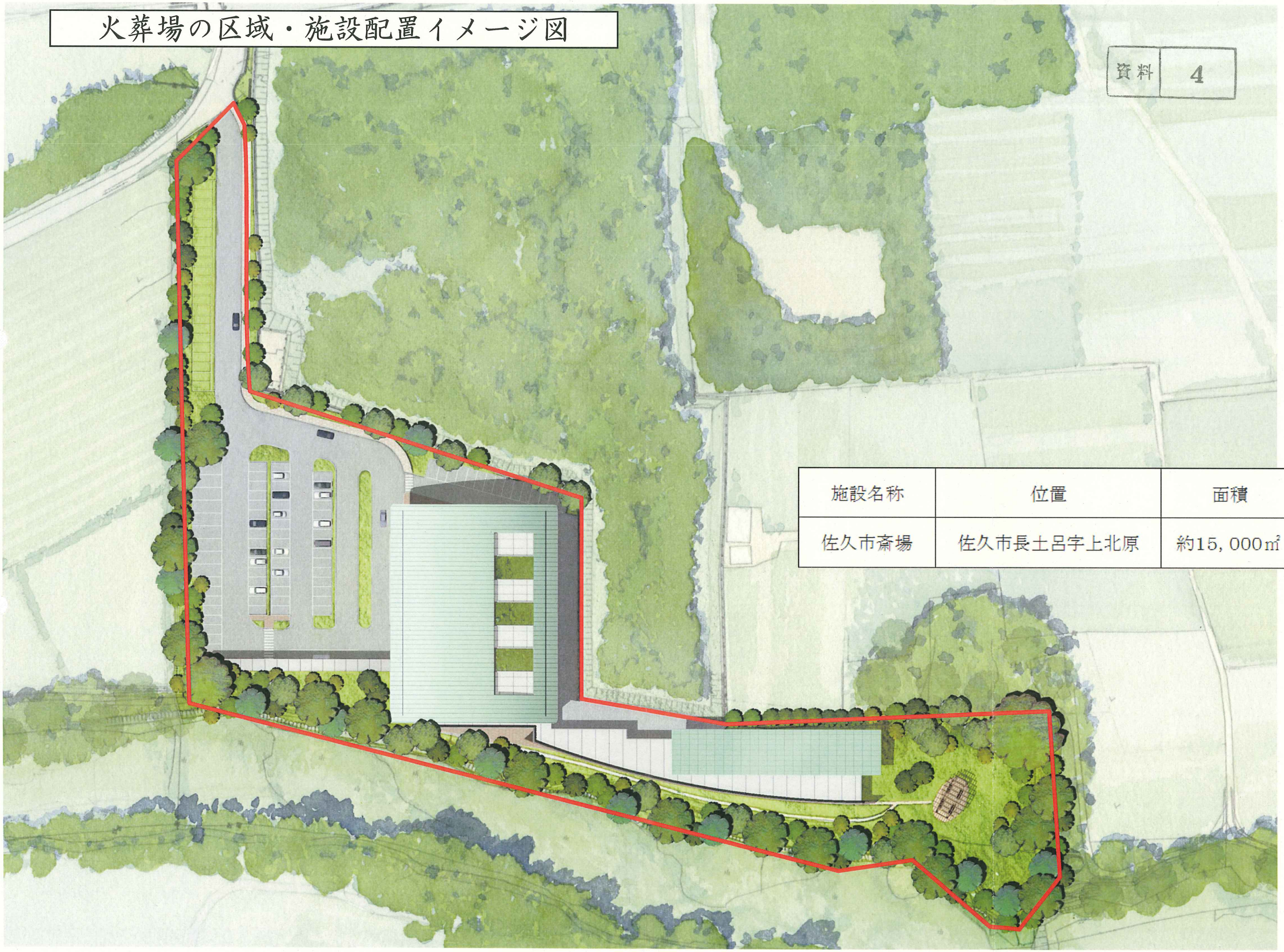
平成25年6月27日付け25佐都第52号で協議のありました佐久都市計画火葬場の決定については、異存はありません。

平成25年（2013年）7月24日

長野県知事　阿　部　守　一

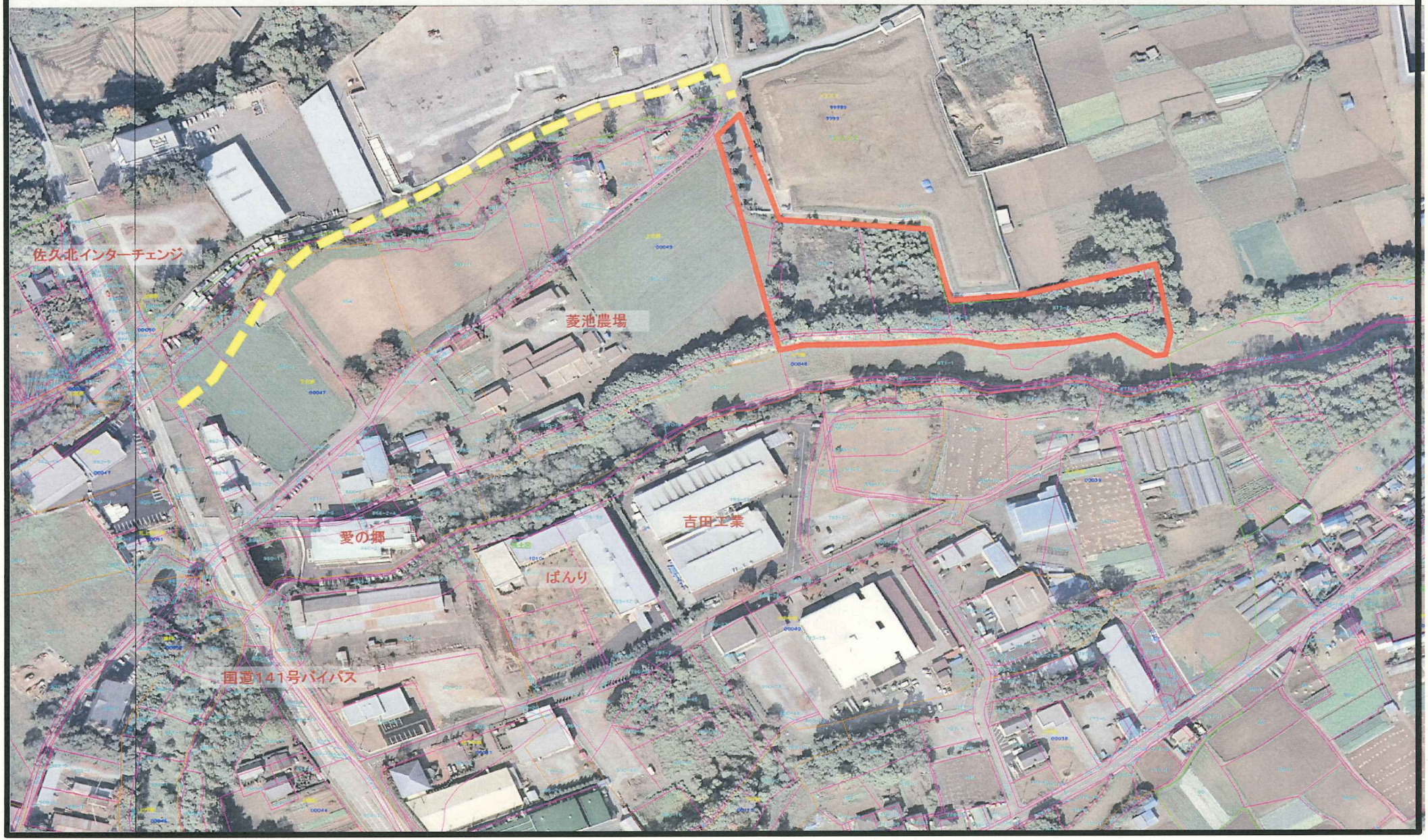
火葬場の区域・施設配置イメージ図

資料 4



施設名称	位置	面積
佐久市斎場	佐久市長土呂字上北原	約15，000㎡

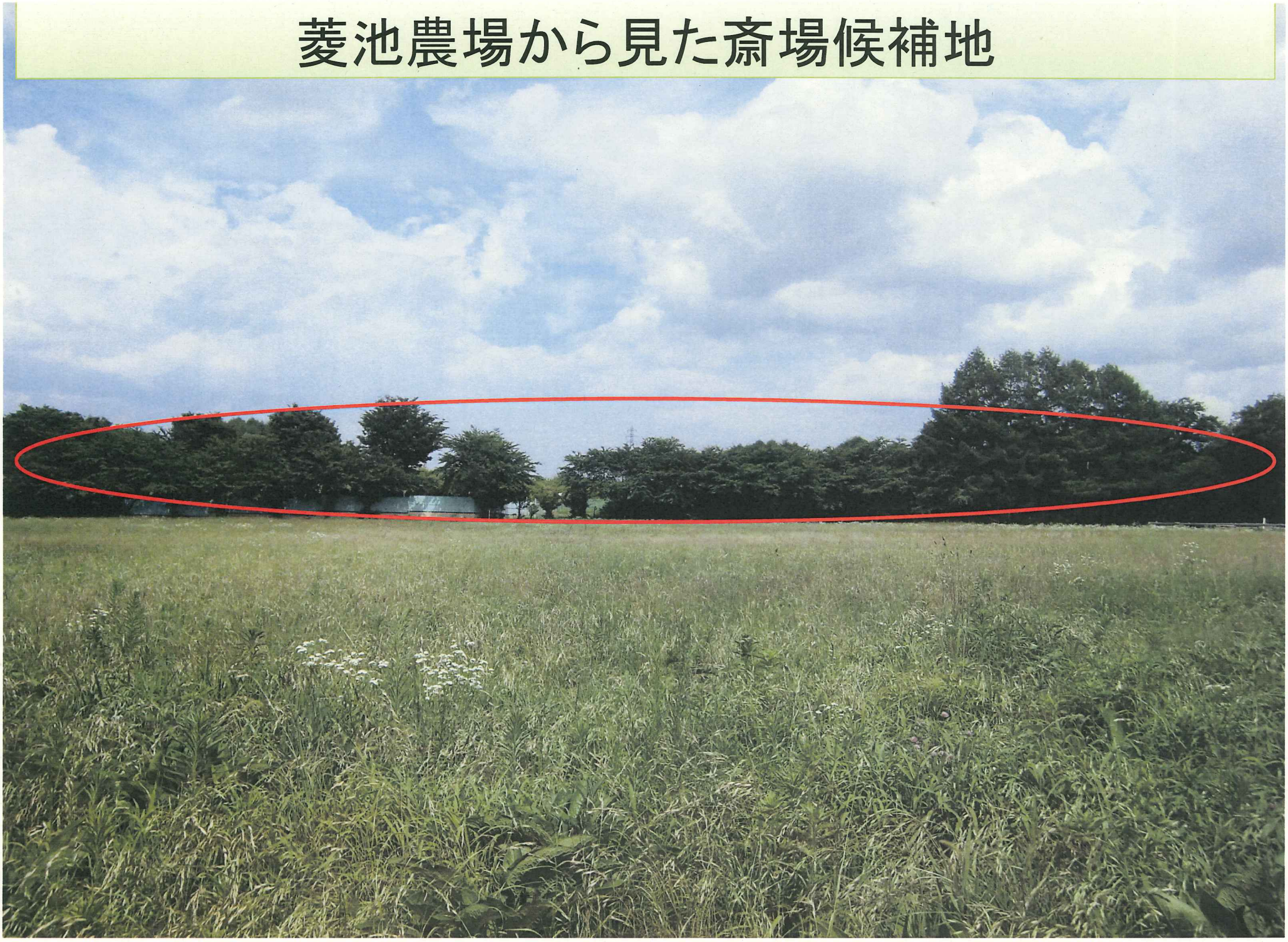
斎場候補地　進入道路計画



斎場候補地　進入道路計画



菱池農場から見た斎場候補地



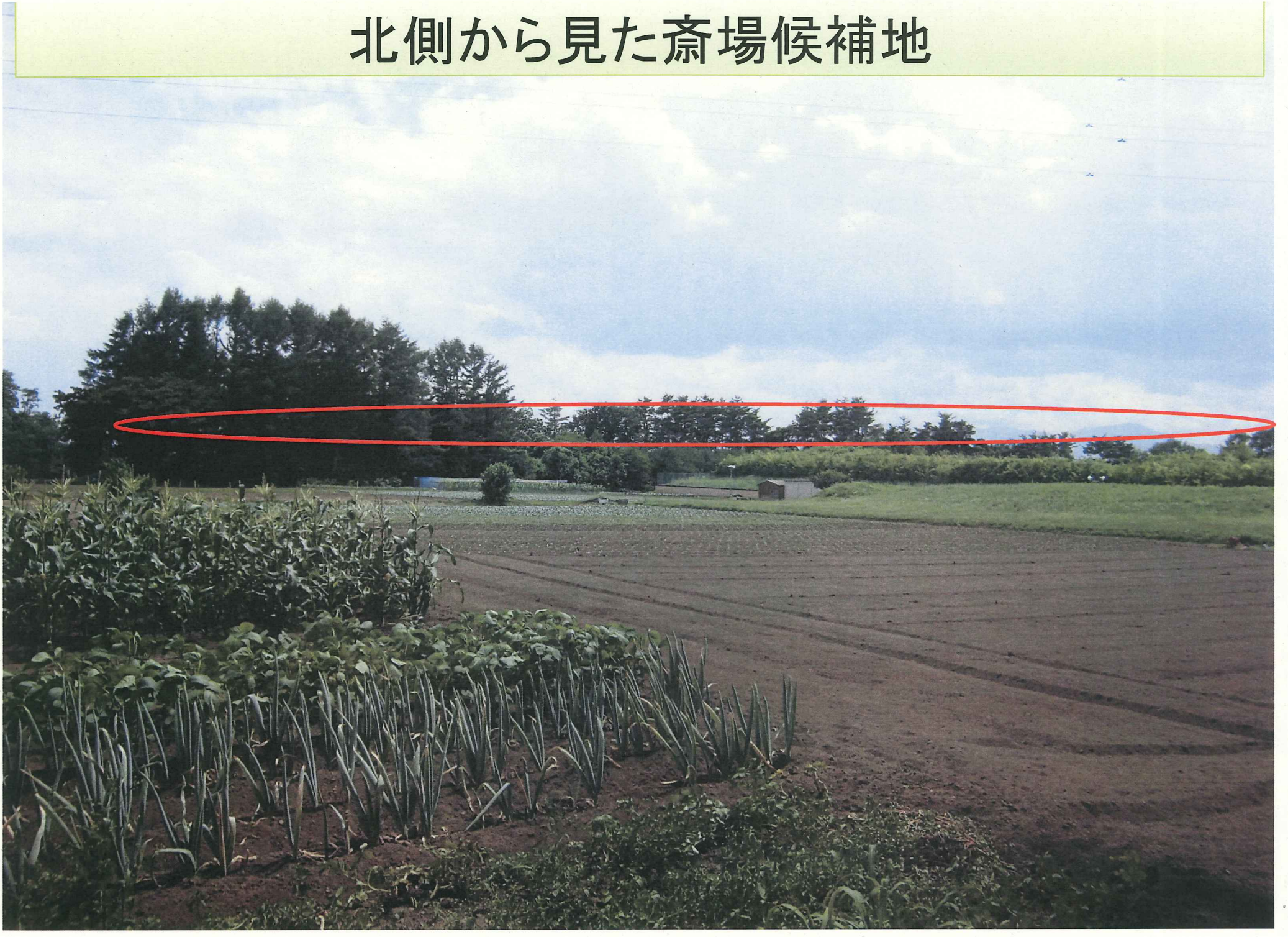
菱池農場と斎場候補地との境界



斎場候補地境界の西側（菱池農場建物）



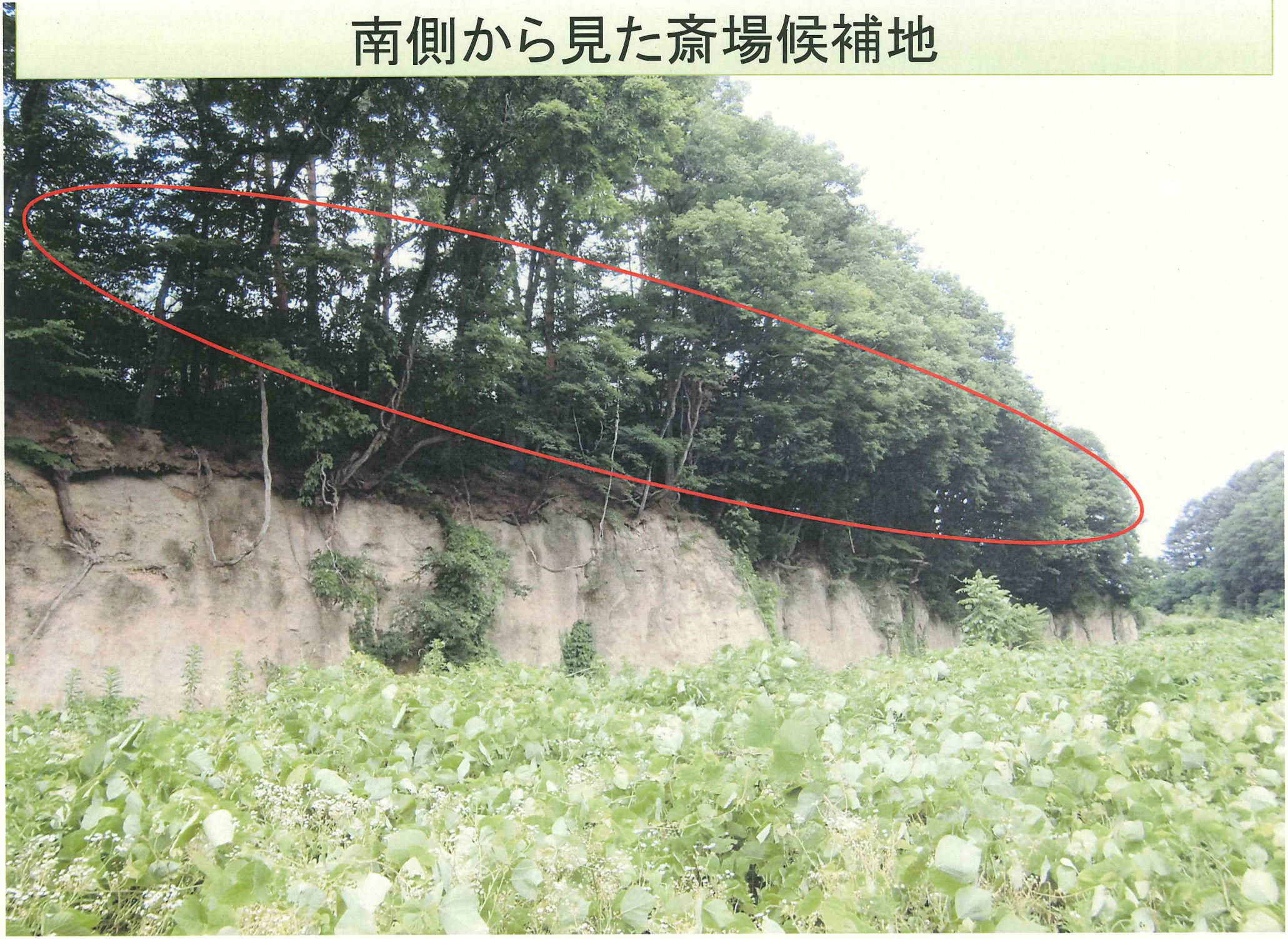
北側から見た斎場候補地



東側から見た斎場候補地



南側から見た斎場候補地



南側（吉田工業側）から見た斎場候補地



斎場建物建設予定箇所から見た西側（菱池農場側）



斎場建物建設予定箇所から見た北側



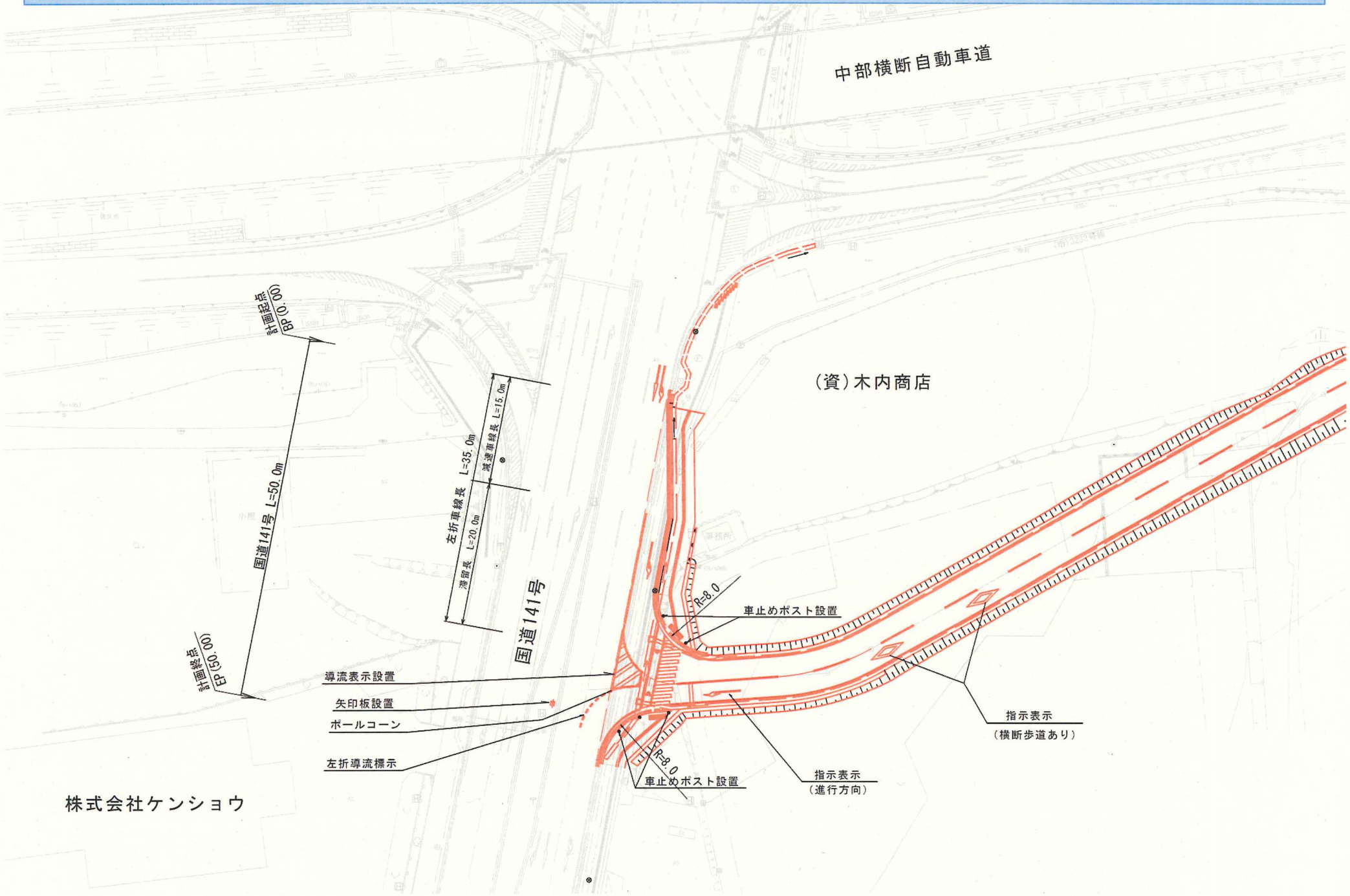
斎場建物建設予定箇所から見た東側



斎場建物建設予定箇所から見た南側（吉田工業側）



進入道路平面図（国道141号交差点）



株式会社ケンショウ

調査審議案件１

特定用途制限地域について

特定用途制限地域の指定について

1　特定用途制限地域指定の背景

本格化する少子・超高齢化や、地球温暖化問題に対応するため、今後のまちづくりの方向として、都市の既存ストックを有効に活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造が求められており、その取り組みの一つとして、平成18 年にまちづくり三法が改正され、改正都市計画法に基づく都市機能の無秩序な拡散防止と、中心市街地活性化法に基づく中心市街地への都市機能の集約を両輪として、施策が展開されている。

平成 18 年都市計画法の改正を踏まえ、従来の運用では、農用地区域、集団的に存する農地等の区域にあっては、特定用途制限地域は指定すべきでないとされていたが、（農用地区域等において、原則として特定用途制限地域を指定するに及ばないものと考えられるが、）集客施設が立地する可能性があり、その結果、多数人が集中することにより周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる恐れがある場合等には、農振法等による規制と相まうことで、良好な環境の形成等をより効果的に実現する観点から、特定用途制限地域を活用することが可能となった。

これまで開発圧力の高い区域については、農振法により土地利用規制を行ってきたところだが、永続的に農振地域として担保できないのが実態であるため、特定用途制限地域の指定を行い、良好な環境の形成または保持を図るものである。

2　佐久都市計画（佐久市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

県が定める「佐久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「区域マスタープラン」）は、平成 16 年 3 月に策定後、平成 17 年 4 月の 4 市町村の合併に伴い、新市域全体における一体的な都市づくりのため、都市計画区域の拡大を行ったため、平成 22 年 1 月部分改訂を行っている。区域マスタープランの主要な都市計画の決定の方針において、中部横断自動車道をはじめとする開発需要が見込まれる区域に対しては、都市施設の整備状況を勘案しながら、関係機関との調整を図りつつ、「特定用途制限地域」、「地区計画」、「建築協定」などの都市計画制度等による土地利用の適正な規制・誘導を図ることと位置づけられている。

また、平成 20 年 3 月策定され、平成 22 年 11 月改訂された佐久市都市計画マスタープランの地域のまちづくりの方針を示す地域別構想において、それぞれ地域の実情に応じて、先行的に建築物等の用途の制限を導入して行くことが掲げられている。

なお、これらの制度の活用にあたっては、地域の特性や個性に応じた地域土地利用方針を定めることにより、地域づくりの目標や土地利用の方針などを明らかにし、地域の合意形成を図りながら、その方針を実現して行くことを基本としている。

3　特定用途制限地域指定の目的

都市計画用途地域外における今後の土地利用状況を勘案し、次の3つの事項を目的とした特定用途制限地域の決定を行い、自然環境及び既存住宅地の環境を阻害する恐れのある建築物の規制・誘導を図る。

①中部横断自動車道インターチェンジ周辺における適切な開発の誘導と抑制

②コンパクトなまちづくりに向けた積極的な市街化の抑制

③用途地域外の既存住宅地等の住環境の保全

4　区域の指定方針、指定区域並びにその内容

①基本方針

特定用途制限地域の指定については、都市計画運用指針により、「良好な環境の形成又は保持の目的に必要な範囲を区域として定めるべきである。」と示されている。指定にあたっては、本指針をはじめ上位計画に即し、また、市域における開発と保全の在り方を検討する中で、以下の地域について、特定用途制限地域の指定と条例制定により、一定の区域内において建築物の用途制限を行い、良好な住環境の保持を図る。

なお、指定区域については、国道 141 号線、142 号線等の主要幹線道路沿道における指定も検討したが、市の開発計画との矛盾が生じてしまうこと、指定区域については開発を容認した地域と誤解される危険性があり、これまでどおり、市の土地利用の方針として農振法により優良農地の適正な保全を図るものとする。

②指定区域と制限内容

種類(区域)	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備　考
中部横断自動車道中佐都インターチェンジ周辺の第 3 種農地区域(半径 300m範囲)	約 28.3ha	・ホテル・旅館 ・風俗営業施設(ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ﾊﾟﾁﾝｺ店等)	筆数 505 筆 権利者 125 名
中部横断自動車道佐久南インターチェンジ周辺の第 3 種農地区域(半径 300m範囲)	約 28.3ha	・ホテル・旅館 ・風俗営業施設(ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ﾊﾟﾁﾝｺ店等)	筆数 665 筆 権利者 121 名

※佐久中佐都 IC 周辺については、国土利用計画佐久市計画において産業振興、企業誘致のための基盤整備を図ることが位置づけられており、関係部署において位置づけの深化を行う。

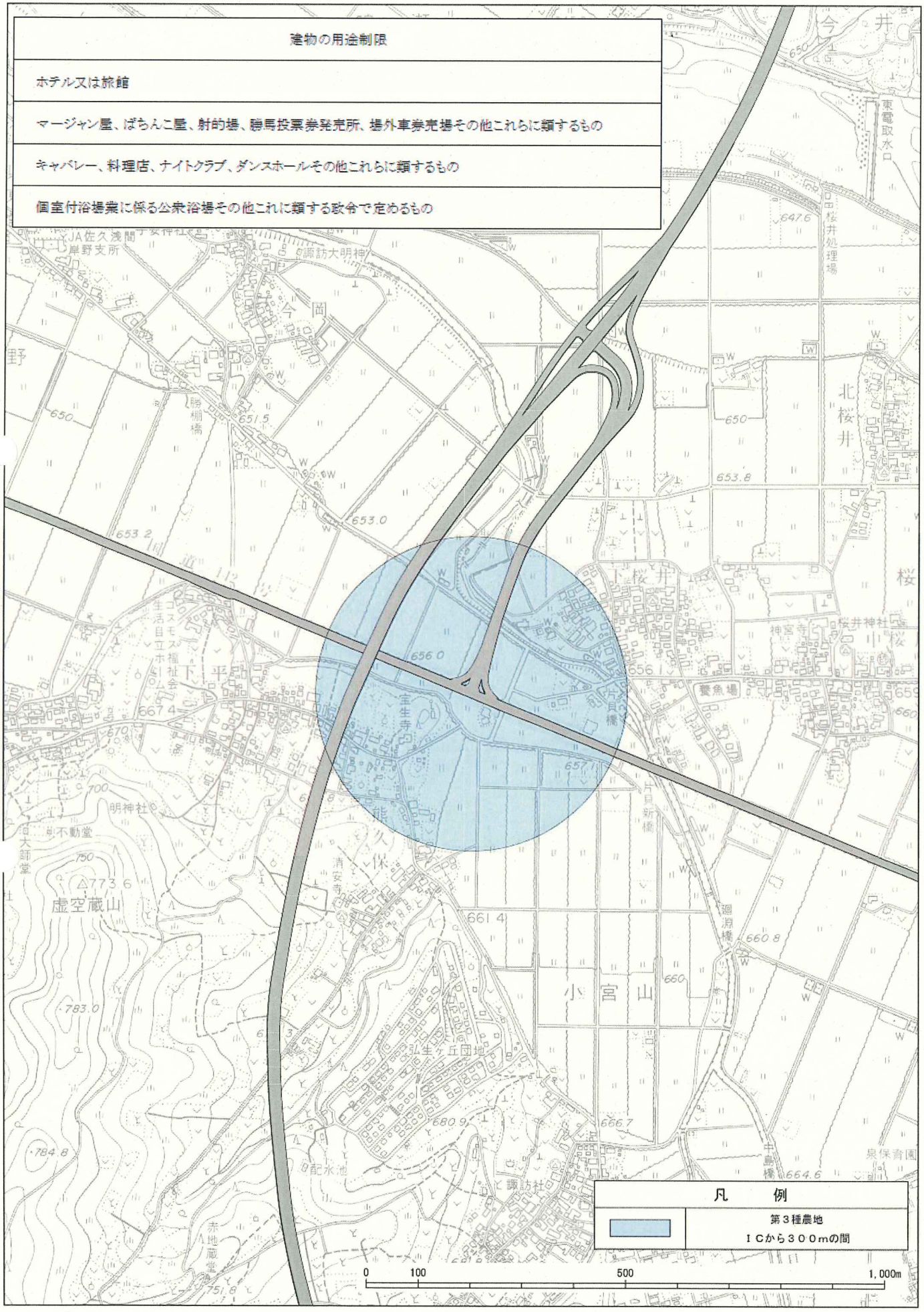
佐久南 IC 周辺については、国土利用計画佐久市計画において佐久市の魅力を発信する、サービスエリア的機能を有した拠点の整備を推進することが位置づけられており、関係部署において具現化に向けて計画を推進している。

5 協議経過と今後の取組み

協議日・協議先	協議事項等	見解等
H24.8.28 県都市計画課 県農業政策課	特定用途制限地域指定区域 制限すべき特定の建築物等の用途 スケジュール	・県内 2 例目で、事案が少ないので、他県の事例も参考にしながら進めたい。
H25.1.24 県都市計画課 県建築指導課	特定用途制限地域指定区域の考え方 制限すべき特定の建築物等の用途 特定用途制限地域建築条例案、施行規則案 都市マスとの整合性	・指定区域の考え方、用途については概ね了承。 ・条例案等は特に問題ないと思われるが、再確認する。 ・既存不適格の調査が必要となる。
H25.2.6 佐久市都市計画審議会	特定用途制限地域指定の考え方 指定する区域の考え方	・特定用途制限地域の指定、区域の考え方について了承される。
H25.3～4 庁内土地利用検討会議	特定用途制限地域の指定区域 制限すべき特定の建築物等の用途	・指定区域は、中部横断自動車道佐久中佐都・佐久南IC周辺とし、ホテル、風営法施設の建築を制限する。
H25.5.15 県都市計画課 県建築指導課	特定用途制限地域指定区域の考え方 制限すべき特定の建築物等の用途 特定用途制限地域建築条例案、施行規則案	・指定区域、制限する建築物等の用途、条例等について概ねの了解を得る。
H25.7 企画調整幹事会 佐久市都市計画審議会	（予定）	
H25.8 企画調整委員会 部長会議	（予定）	
H25.9 議会・区長説明 関係機関調整	（予定）	
H25.10 関係者説明	（予定）	
H25.12 佐久市都市計画審議会	（予定）	
H26.5 都市計画決定	（予定）	

■佐久南インターチェンジ周辺　特定用途制限地域

建物の用途制限
ホテル又は旅館
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの



■佐久中佐都インターチェンジ周辺　特定用途制限地域

建物の用途制限
ホテル又は旅館
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

